

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
1-4 P8	時点修正によるもの	<p><b>第2章 国民保護措置に関する基本方針等</b></p> <p><b>1 国民保護措置に関する基本方針</b></p> <p><b>2 社会的条件</b></p> <p>(1) 人 口</p> <p>平成18年4月1日現在における本市の人口は<u>35万2,417人、12万8,797世帯</u>である。その推移をみると、昭和46年の32万4,739人を底として増加傾向に転じ、平成10年の36万1,713人をピークとし、徐々に減少しながら現在に至っている。</p> <p>また、高齢者（65歳以上）の占める割合は、<u>平成18年4月1日現在総人口の22.18%、外国人登録者数は、平成18年3月末現在1,713人（内訳：男604人、女1,109人）</u>となっており、高齢者や外国人の占める割合が年々増加傾向にある。</p>	<p><b>第2章 国民保護措置に関する基本方針等</b></p> <p><b>1 国民保護措置に関する基本方針</b></p> <p><b>2 社会的条件</b></p> <p>(1) 人 口</p> <p><u>平成27年</u>4月1日現在における本市の人口は<u>32万4,370人、12万9,988世帯</u>である。その推移をみると、昭和46年の32万4,739人を底として増加傾向に転じ、平成10年の36万1,713人をピークとし、徐々に減少しながら現在に至っている。</p> <p>また、高齢者（65歳以上）の占める割合は、<u>平成27年4月1日現在総人口の28.22%となり、人口の4分の1以上を占める超高齢社会が一層進んでいる状況となっている。</u></p> <p><u>なお、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、市外への自主避難者がある一方で双葉郡を中心に2万4,000人以上の方が市内で避難生活を送っているなど、地域コミュニティ環境が大きく変化している地域もある状況となっている。</u></p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
1-4 P9	時点修正によるもの	<p>(2) 交通</p> <p>イ 道路・橋梁</p> <p>平成17年4月1日現在における市内の道路は路線数8,714路線、道路延長約4,219kmであり、この内訳として高速自動車国道2路線約71km、国道5路線約168km(うち、一般国道指定区間は2路線約105km)、県道41路線約498km、市道8,666路線約3,482kmとなっている。本市の道路網は、高速自動車国道を中心として国道・県道の幹線道路と市道が有機的に連結して形成されており、それぞれが産業・経済・文化など広範囲にわたる市民生活の基礎として重要な役割を果たしている。また、橋梁は、橋数2,764、橋長54,026mである。</p>	<p>(2) 交通</p> <p>イ 道路・橋梁</p> <p>平成26年4月1日現在における市内の道路は路線数8,770路線、道路延長約4,221kmであり、この内訳として高速自動車国道2路線約71km、国道5路線約170km(うち、一般国道指定区間は2路線約104km)、県道41路線約493km、市道8,722路線約3,487kmとなっている。本市の道路網は、高速自動車国道を中心として国道・県道の幹線道路と市道が有機的に連結して形成されており、それぞれが産業・経済・文化など広範囲にわたる市民生活の基礎として重要な役割を果たしている。<del>また、橋梁は、橋数2,764、橋長54,026mである。</del></p>
1-4 P10	県地域防災計画に基づき訂正するもの	<p>ウ 港湾・漁港</p> <p>重要港湾小名浜港は、南東北地域の物流拠点として重要な役割を担い、<u>県地域防災計画においても、物資受入れ港として位置づけられている国際貿易港であり、耐震岸壁をもつ5号ふ頭が、平成16年4月から、供用開始されている。</u></p> <p>その他、地方港湾として、江名港、中之作港、避難港として久之浜港が、また、漁港については、第2種漁港として、久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港(豊間、沼之内地区)、勿来漁港及び第1種漁港として小浜漁港が指定されている。</p>	<p>ウ 港湾・漁港</p> <p>重要港湾小名浜港は、<u>平成23年に東日本の石炭貨物を集約する国際バルク戦略港湾に選定されるなど、南東北地域の物流拠点として重要な役割を担っている国際貿易港である。</u></p> <p><u>県地域防災計画においては、耐震性能を備えた5号ふ頭の1号岸壁(延長240m、水深12m)を有していることから、大規模災害時の海路からの緊急支援物資や資材等の受入れ拠点として位置づけられており、また5・6号ふ頭から国道6号に接続する臨港道路1号線は緊急輸送路の第1次確保路線として、最優先に確保すべき路線に指定されている。</u></p> <p>その他、地方港湾として、江名港、中之作港、避難港として久之浜港が<u>指定されており</u>、また、漁港については、第2種漁港として、久之浜漁港、四倉漁港、豊間漁港(豊間、<u>沼ノ内</u>地区)、勿来漁港及び第1種漁港として小浜漁港が指定されている。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
1-4 P11	東日本大震災を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定したことから、武力攻撃時原子力災害等における対応について、同計画と整合を図る必要性について記載するもの	<p><b>3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項</b></p> <p><b>(3) 発電所立地及び隣接地域における住民避難</b></p> <p>本市には、水力発電所、火力発電所が立地し、また、原子力発電所が隣接しているが、これらの発電所に対し武力攻撃等が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。</p>	<p><b>3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項</b></p> <p><b>(3) 発電所立地及び隣接地域における住民避難</b></p> <p>本市には、水力発電所、火力発電所が立地し、また、原子力発電所が隣接しているが、これらの発電所に対し武力攻撃等が行われた場合、大規模かつ広域的な住民避難も想定されることから、平素からの発電所の安全確保や武力攻撃災害が発生した場合の対処に関して配慮する必要がある。</p> <p><u>なお、武力攻撃原子力災害に伴う住民避難に当たっては、平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故を踏まえて作成した、市地域防災計画（原子力災害対策編）及び市原子力災害広域避難計画と整合を図る必要がある。</u></p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案																																																										
2-1 P18 ～ 20	組織再編及び地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて組織を修正するもの	<p><b>第1章 組織・体制の整備等</b>  <b>第1 市における組織・体制の整備</b>  <b>1 市の各部課室における平素の業務</b>                      表2-1 各所属における平素の業務（本庁機関及び消防本部）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">行政経営部</td> <td>行政経営課</td> <td>・行政経営部の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>広報広聴課</td> <td>・報道機関に関する事</td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>・市国民保護に関する業務の総括に関する事 ・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護対策本部に関する事 ・近隣市町村との連携に関する事 ・自主防災組織等に関する事 ・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達等に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・住民避難の誘導に係る指示に関する事 ・避難の指示に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・生活関連等施設に関する事 ・原子力に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事 ・物資及び資材の備蓄等に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課</td> <td>・総務部の総括に関する事 ・各支所等との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>財政課</td> <td>・財政部の総括に関する事 ・財政措置に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民協働部</td> <td>市民協働課</td> <td>・市民協働部の総括に関する事 ・ボランティアに関する事</td> </tr> <tr> <td>市民生活課</td> <td>・安否情報の回答に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民課</td> <td>・安否情報の整理に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	平 素 の 業 務	行政経営部	行政経営課	・行政経営部の総括に関する事	広報広聴課	・報道機関に関する事	危機管理課	・市国民保護に関する業務の総括に関する事 ・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護対策本部に関する事 ・近隣市町村との連携に関する事 ・自主防災組織等に関する事 ・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達等に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・住民避難の誘導に係る指示に関する事 ・避難の指示に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・生活関連等施設に関する事 ・原子力に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事 ・物資及び資材の備蓄等に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事	総務部	総務課	・総務部の総括に関する事 ・各支所等との連絡調整に関する事	財政部	財政課	・財政部の総括に関する事 ・財政措置に関する事	市民協働部	市民協働課	・市民協働部の総括に関する事 ・ボランティアに関する事	市民生活課	・安否情報の回答に関する事	市民課	・安否情報の整理に関する事	<p><b>第1章 組織・体制の整備等</b>  <b>第1 市における組織・体制の整備</b>  <b>1 市の各部課室における平素の業務</b>                      表2-1 各所属における平素の業務（本庁機関及び消防本部）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所 属</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">総合政策部</td> <td>政策企画課</td> <td>○総合政策部の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>ふるさと発信課</td> <td>○報道機関に関する事</td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>○市国民保護に関する業務の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>原子力対策課</td> <td>○市国民保護協議会の運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>除染対策課</td> <td>○市国民保護対策本部に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○近隣市町村及び協定締結自治体との連携に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○自主防災組織等に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達等に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○避難実施要領の策定に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○住民避難の誘導に係る指示に関する事</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務課</td> <td>○総務部の総括に関する事 ○各支所等との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>財政部</td> <td>財政課</td> <td>○財政部の総括に関する事 ○財政措置に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民協働部</td> <td>地域振興課</td> <td>○市民協働部の総括に関する事 ○ボランティアに関する事</td> </tr> <tr> <td>市民生活課</td> <td>○安否情報の回答に関する事</td> </tr> <tr> <td>市民課</td> <td>○安否情報の整理に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	所 属	平 素 の 業 務	総合政策部	政策企画課	○総合政策部の総括に関する事	ふるさと発信課	○報道機関に関する事	危機管理課	○市国民保護に関する業務の総括に関する事	原子力対策課	○市国民保護協議会の運営に関する事	除染対策課	○市国民保護対策本部に関する事		○近隣市町村及び協定締結自治体との連携に関する事		○自主防災組織等に関する事		○住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達等に関する事		○避難実施要領の策定に関する事		○住民避難の誘導に係る指示に関する事	総務部	総務課	○総務部の総括に関する事 ○各支所等との連絡調整に関する事	財政部	財政課	○財政部の総括に関する事 ○財政措置に関する事	市民協働部	地域振興課	○市民協働部の総括に関する事 ○ボランティアに関する事	市民生活課	○安否情報の回答に関する事	市民課	○安否情報の整理に関する事
所 属	平 素 の 業 務																																																												
行政経営部	行政経営課	・行政経営部の総括に関する事																																																											
	広報広聴課	・報道機関に関する事																																																											
	危機管理課	・市国民保護に関する業務の総括に関する事 ・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護対策本部に関する事 ・近隣市町村との連携に関する事 ・自主防災組織等に関する事 ・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達等に関する事 ・避難実施要領の策定に関する事 ・住民避難の誘導に係る指示に関する事 ・避難の指示に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・生活関連等施設に関する事 ・原子力に関する事 ・安否情報の収集体制の整備に関する事 ・特殊標章等の交付等に関する事 ・物資及び資材の備蓄等に関する事 ・国民保護措置についての訓練に関する事																																																											
	総務部	総務課	・総務部の総括に関する事 ・各支所等との連絡調整に関する事																																																										
	財政部	財政課	・財政部の総括に関する事 ・財政措置に関する事																																																										
	市民協働部	市民協働課	・市民協働部の総括に関する事 ・ボランティアに関する事																																																										
		市民生活課	・安否情報の回答に関する事																																																										
		市民課	・安否情報の整理に関する事																																																										
	所 属	平 素 の 業 務																																																											
	総合政策部	政策企画課	○総合政策部の総括に関する事																																																										
ふるさと発信課		○報道機関に関する事																																																											
危機管理課		○市国民保護に関する業務の総括に関する事																																																											
原子力対策課		○市国民保護協議会の運営に関する事																																																											
除染対策課		○市国民保護対策本部に関する事																																																											
		○近隣市町村及び協定締結自治体との連携に関する事																																																											
		○自主防災組織等に関する事																																																											
		○住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達等に関する事																																																											
		○避難実施要領の策定に関する事																																																											
		○住民避難の誘導に係る指示に関する事																																																											
総務部	総務課	○総務部の総括に関する事 ○各支所等との連絡調整に関する事																																																											
財政部	財政課	○財政部の総括に関する事 ○財政措置に関する事																																																											
市民協働部	地域振興課	○市民協働部の総括に関する事 ○ボランティアに関する事																																																											
	市民生活課	○安否情報の回答に関する事																																																											
	市民課	○安否情報の整理に関する事																																																											

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画			修 正 案		
		病院事務局	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院事務局の総括に関する事</li> <li>・市立病院に関する事</li> </ul>	生活環境部	環境企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活環境部の総括に関する事</li> <li>○環境に対する影響の調査に関する事</li> <li><u>（大気・水質等のモニタリングの総括）</u></li> </ul>
		生活環境部	環境企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活環境部の総括に関する事</li> <li>・環境に対する影響の調査に関する事</li> </ul>	生活環境部 (生活排水対策室)	<b>経営企画課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活排水対策室の総括に関する事</li> </ul>
		生活環境部 (生活排水対策室)	<b>排水対策課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活排水対策室の総括に関する事</li> </ul>	保健福祉部	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健福祉部の総括に関する事</li> <li>○社会福祉施設等に関する事</li> <li>○被災情報の収集・報告（連絡）に関する事</li> <li>○<b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>に対する対処の総括に関する事</li> <li>○避難支援プランに関する事</li> <li>○<b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>に対する情報伝達に関する事</li> <li>○<b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>の避難支援業務に関する事</li> <li>○福祉避難所及び避難所における<b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>窓口等に関する事</li> </ul>
		保健福祉部	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉部の総括に関する事</li> <li>・社会福祉施設等に関する事</li> <li>・被災情報の収集・報告（連絡）に関する事</li> <li>・<b>武力攻撃災害時要援護者</b>に対する対処の総括に関する事</li> <li>・避難支援プランに関する事</li> <li>・<b>武力攻撃災害時要援護者</b>に対する情報伝達に関する事</li> <li>・<b>武力攻撃災害時要援護者</b>の避難支援業務に関する事</li> <li>・福祉避難所及び避難所における<b>武力攻撃災害時要援護者</b>窓口等に関する事</li> </ul>	障がい福祉課	<b>地域包括ケア推進課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>に関する事</li> <li>○社会福祉施設等に関する事</li> <li>○<b>避難所・福祉避難所</b>に関する事</li> </ul>
			障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>武力攻撃災害時要援護者</b>に関する事</li> </ul>	長寿介護課	長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>避難所・福祉避難所</b>に関する事</li> </ul>
			長寿介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>武力攻撃災害時要援護者</b>に関する事</li> </ul>	各地区保健福祉センター	各地区保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者のメンタルヘルスケアに関する事</li> <li>○<b>武力攻撃災害時避難行動要支援者の支援</b>に関する事</li> </ul>
			各地区保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者のメンタルヘルスケアに関する事</li> </ul>	保健所	保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健衛生の確保に関する事</li> <li>○医療機関に関する事</li> <li>○被災者のメンタルヘルスケアに関する事</li> <li>○健康相談、汚染検査等の実施に関する事</li> <li>○<b>安定ヨウ素剤の保管</b>に関する事</li> <li>○<b>スクリーニング</b>の総括に関する事</li> </ul>
		農林水産部	農政水産課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産部の総括に関する事</li> <li>・農林水産関係機関に関する事</li> </ul>			
		商工観光部	商工労政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工観光部の総括に関する事</li> </ul>			

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画		修 正 案		
			観光物産課 ・観光施設に関すること ・観光客への避難、誘導等の指示に関する こと	<u>こどもみら い部</u>	<u>こどもみらい課</u>	<u>○こどもみらい部の総括に関すること</u> <u>○教育・保育施設等の安全対策の総括に関 すること</u>
		土木部	土木課 ・土木部の総括に関すること	農林水産部	<u>農業振興課</u>	<u>○農林水産部の総括に関すること</u> <u>○農林水産関係機関に関すること</u> <u>○農産物のモニタリングに関すること</u>
		都市建設部	都市計画課 ・都市建設部の総括に関すること		<u>林務課</u>	<u>○林産物のモニタリングに関すること</u>
		消防本部	総務課 ・消防本部の総括に関すること ・消防団に関すること		<u>水産課</u>	<u>○水産物のモニタリングに関すること</u>
			(消防団) ・住民の避難誘導に関すること	<u>産業振興部</u>	<u>産業創出課</u>	<u>○産業振興部の総括に関すること</u>
			予防課 ・石油コンビナートに関すること ・危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び 毒、劇物による武力攻撃災害発生時の対応 に関すること	<u>観光交流室</u>	<u>観光事業課</u>	<u>○観光施設に関すること</u> <u>○観光客への避難、誘導等の指示に関す ること</u>
			警防課 ・救急、救助に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救 急、救助を含む。）	土木部	土木課	<u>○土木部の総括に関すること</u>
		教育委員会	総務課 ・教育委員会の総括に関すること ・各教育施設に関すること	都市建設部	都市計画課	<u>○都市建設部の総括に関すること</u>
		水道局	総務課 ・水道局の総括に関すること ・上水道への影響の把握に関すること	消防本部	総務課	<u>○消防本部の総括に関すること</u> <u>○消防団に関すること</u>
				(消防団) ・住民の避難誘導に関すること	予防課	<u>○石油コンビナートに関すること</u> <u>○危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及 び毒、劇物による武力攻撃災害発生時の対 応に関すること</u>
				警防課 ・救急、救助に関すること ・武力攻撃災害への対処に関すること（救 急、救助を含む。）	警防課	<u>○救急、救助に関すること</u> <u>○武力攻撃災害への対処に関すること（救 急、救助を含む。）</u>
				教育委員会	<u>教育政策課</u>	<u>○教育委員会の総括に関すること</u> <u>○各教育施設に関すること</u>
					<u>学校教育課</u> <u>学校支援課</u>	<u>○市立小・中学校の安全対策に関すること</u>
		水道局	総務課 ・水道局の総括に関すること ・上水道への影響の把握に関すること		総務課	<u>○水道局の総括に関すること</u> <u>○上水道への影響の把握に関すること</u>
				浄水課 ・水道水のモニタリングに関すること	<u>浄水課</u>	<u>○水道水のモニタリングに関すること</u>
				<u>総合磐城共 立病院事務 局</u>	経営企画課	<u>○総合磐城共立病院の総括に関すること</u>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案																																		
<p>2-1 P20</p> <p>2-1 P21</p>	<p>地域防災計画の修正に合わせて「いわき市業務継続計画」を策定したことによるもの</p> <p>県国民保護計画との整合を図ったもの</p>	<p><b>2 市職員の参集基準等</b></p> <p><b>(1) 職員の迅速な参集体制の整備</b></p> <p>市は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、「市地域防災計画」及び災害時の職員初動マニュアル（平成17年3月作成）に定める体制及び参集方法等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。</p> <p><b>表2-2 事態の状況に応じた体制の確立</b></p> <table border="1" data-bbox="878 884 1718 1619"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th colspan="2">体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td colspan="2">市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①担当課体制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td>②緊急事態連絡室体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事態認定後</td> <td rowspan="2">市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①担当課体制</td> </tr> <tr> <td>市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td>②緊急事態連絡室体制</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準		体制	事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①担当課体制	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②緊急事態連絡室体制	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡室体制	<p><b>2 市職員の参集基準等</b></p> <p><b>(1) 職員の迅速な参集体制の整備</b></p> <p>市は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、市地域防災計画及び<b>市業務継続計画（平成27年9月策定）</b>に定める体制及び参集方法等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。</p> <p><b>表2-2 事態の状況に応じた体制の確立</b></p> <table border="1" data-bbox="1843 884 2683 1619"> <thead> <tr> <th>事態の状況</th> <th colspan="2">体制の判断基準</th> <th>体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">事態認定前</td> <td colspan="2">市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①担当課体制</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td>②緊急事態連絡室体制</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">事態認定後</td> <td rowspan="2">市国民保護対策本部設置の通知がない場合</td> <td>市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合</td> <td>①担当課体制</td> </tr> <tr> <td>市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）</td> <td>②緊急事態連絡室体制</td> </tr> </tbody> </table>	事態の状況	体制の判断基準		体制	事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①担当課体制	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②緊急事態連絡室体制	事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡室体制
事態の状況	体制の判断基準		体制																																		
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①担当課体制																																		
	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②緊急事態連絡室体制																																		
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制																																		
		市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡室体制																																		
事態の状況	体制の判断基準		体制																																		
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①担当課体制																																		
	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②緊急事態連絡室体制																																		
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①担当課体制																																		
		市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②緊急事態連絡室体制																																		

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画		修 正 案																	
2-1 P21	市災害対策本部組織の見直しによるもの		政府より市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③市国民保護対策本部体制	<p>内閣総理大臣より市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合  <u>県外で武力攻撃災害が発生し、国対策本部長の避難措置の指示により、本県が避難先地域に指定された場合又は本県が当該住民の避難の経路となる地域に指定された場合</u>  <u>合</u></p>	③市国民保護対策本部体制															
2-1 P21	市災害対策本部組織の見直しによるもの	<p><b>表 2-3 職員参集基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td>国民保護担当課職員が参集（市災害対策本部の配備を準用：準備体制）</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断（市災害対策本部の配備を準用：第1・2配備体制まで）</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集（市災害対策本部の配備を準用：第3配備体制まで）</td> </tr> </tbody> </table>		体 制	参 集 基 準	①担当課体制	国民保護担当課職員が参集（市災害対策本部の配備を準用：準備体制）	②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断（市災害対策本部の配備を準用：第1・2配備体制まで）	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集（市災害対策本部の配備を準用：第3配備体制まで）	<p><b>表 2-3 職員参集基準</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>参 集 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当課体制</td> <td>国民保護担当課職員が参集（市災害対策本部の配備を準用：<b>警戒</b>体制）</td> </tr> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td>原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断（市災害対策本部の配備を準用：第1・2配備体制）</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> <td>全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集（市災害対策本部の配備を準用：第3配備体制）</td> </tr> </tbody> </table>		体 制	参 集 基 準	①担当課体制	国民保護担当課職員が参集（市災害対策本部の配備を準用： <b>警戒</b> 体制）	②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断（市災害対策本部の配備を準用：第1・2配備体制）	③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集（市災害対策本部の配備を準用：第3配備体制）
体 制	参 集 基 準																				
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集（市災害対策本部の配備を準用：準備体制）																				
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断（市災害対策本部の配備を準用：第1・2配備体制まで）																				
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集（市災害対策本部の配備を準用：第3配備体制まで）																				
体 制	参 集 基 準																				
①担当課体制	国民保護担当課職員が参集（市災害対策本部の配備を準用： <b>警戒</b> 体制）																				
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断（市災害対策本部の配備を準用：第1・2配備体制）																				
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集（市災害対策本部の配備を準用：第3配備体制）																				
2-1 P21	市職員への情報伝達手法について、緊急連絡網（携帯電話）の活用や防災メールによる方法を追加するもの	<p>注. 市国民保護対策本部の配備体制は、事務局を除き市災害対策本部の配備体制を準用する。  <u>（事務局については、表 3-3&lt;P50&gt;のとおり）</u></p> <p><b>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</b>            ア 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。            幹部職員及び国民保護担当職員に対しては、「<u>市地域防災計画</u>」で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。</p>		<p>注. 市国民保護対策本部の配備体制は、事務局を除き市災害対策本部 <u>（地震・津波災害対応または原子力災害対応）</u> の配備体制を準用する。</p> <p><b>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</b>            ア 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。            幹部職員及び国民保護担当職員に対しては、<u>あらかじめ作成した緊急連絡網</u>により連絡を行う。</p>																	



いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案																																																							
<p>2-1 P21</p> <p>2-1 P22</p>	<p>地域防災計画に定める配備編成計画に準じて定めることとしたもの</p> <p>組織再編に伴い変更するもの</p>	<p>イ 職員への伝達手段は、_____一般加入電話等を利用するものとする。</p> <p>また、国民保護法第 50 条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。</p> <p>(5) 配備職員数</p> <p>ア 表 2-2、2-3 で定める体制における配備職員数については、<u>あらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。</u></p> <p><b>5 国民の権利利益の救済に係る手続等</b></p> <p>表 2-4 市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員</p> <table border="1" data-bbox="819 1121 1712 1730"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">指定職員</th> <th colspan="2">代 替 職 員</th> </tr> <tr> <th>第 1 順 位</th> <th>第 2 順 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策本部長</td> <td>市 長</td> <td>副市長(行政経営部担当)</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">対策副本部長</td> <td>副市長(行政経営部担当)</td> <td>行政経営部長</td> <td>行政経営部次長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>教育部長</td> <td>教育部次長</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td>水道局長</td> <td>水道局次長</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td>病院事務局長</td> <td>病院事務局次長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	指定職員	代 替 職 員		第 1 順 位	第 2 順 位	対策本部長	市 長	副市長(行政経営部担当)	副市長	対策副本部長	副市長(行政経営部担当)	行政経営部長	行政経営部次長	副市長			教育長	教育部長	教育部次長	水道事業管理者	水道局長	水道局次長	病院事業管理者	病院事務局長	病院事務局次長	<p>イ 職員への伝達手段は、<u>防災メールまたは</u>一般加入電話等を利用するものとする。</p> <p>また、国民保護法第 50 条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。</p> <p>(5) 配備職員数</p> <p>ア 表 2-2、2-3 で定める体制における配備職員数については、<u>地域防災計画に基づき定める配備編成計画に準じて定めるものとする。</u></p> <p><b>5 国民の権利利益の救済に係る手続等</b></p> <p>表 2-4 市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員</p> <table border="1" data-bbox="1789 1121 2683 1797"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">指定職員</th> <th colspan="2">代 替 職 員</th> </tr> <tr> <th>第 1 順 位</th> <th>第 2 順 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対策本部長</td> <td>市 長</td> <td>副市長(<u>総合政策部</u>担当)</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">対策副本部長</td> <td>副市長(<u>総合政策部</u>担当)</td> <td><u>総合政策部長</u></td> <td><u>危機管理監</u></td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>代表監査委員</u></td> <td><u>監査委員事務局</u>局長</td> <td><u>監査委員事務局</u>次長</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>教育部長</td> <td>教育部次長</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td>水道局長</td> <td>水道局次長</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td>病院事務局長</td> <td>病院事務局次長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	指定職員	代 替 職 員		第 1 順 位	第 2 順 位	対策本部長	市 長	副市長( <u>総合政策部</u> 担当)	副市長	対策副本部長	副市長( <u>総合政策部</u> 担当)	<u>総合政策部長</u>	<u>危機管理監</u>	副市長			<u>代表監査委員</u>	<u>監査委員事務局</u> 局長	<u>監査委員事務局</u> 次長	教育長	教育部長	教育部次長	水道事業管理者	水道局長	水道局次長	病院事業管理者	病院事務局長	病院事務局次長
名 称	指定職員	代 替 職 員																																																								
		第 1 順 位	第 2 順 位																																																							
対策本部長	市 長	副市長(行政経営部担当)	副市長																																																							
対策副本部長	副市長(行政経営部担当)	行政経営部長	行政経営部次長																																																							
	副市長																																																									
	教育長	教育部長	教育部次長																																																							
	水道事業管理者	水道局長	水道局次長																																																							
	病院事業管理者	病院事務局長	病院事務局次長																																																							
名 称	指定職員	代 替 職 員																																																								
		第 1 順 位	第 2 順 位																																																							
対策本部長	市 長	副市長( <u>総合政策部</u> 担当)	副市長																																																							
対策副本部長	副市長( <u>総合政策部</u> 担当)	<u>総合政策部長</u>	<u>危機管理監</u>																																																							
	副市長																																																									
	<u>代表監査委員</u>	<u>監査委員事務局</u> 局長	<u>監査委員事務局</u> 次長																																																							
	教育長	教育部長	教育部次長																																																							
	水道事業管理者	水道局長	水道局次長																																																							
病院事業管理者	病院事務局長	病院事務局次長																																																								

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案																																																																				
2-1 P22	地域防災計画の修正内容 と整合を図るもの	<p><b>(8) 交代要員等の確保</b>                      市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。                      ア 交代要員の確保その他職員の配置                      イ 食糧、燃料等の備蓄                      ウ 自家発電設備の確保                      エ 仮眠設備等の確保 等</p>	<p><b>(8) 交代要員等の確保</b>                      市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。                      ア 交代要員の確保その他職員の配置                      イ 食糧、燃料等の備蓄 <b>及び供給体制の確保</b>                      ウ 自家発電設備の確保                      エ 仮眠設備等の確保 等</p>																																																																				
2-1 P23	代替設置場所の変更により修正するもの	<p>表 2-5 各配備体制の設置場所等</p> <table border="1" data-bbox="854 930 1703 1707"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>設置区分</th> <th>設置場所</th> <th>代替設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 担当課体制</td> <td>業務実施場所</td> <td>危機管理課</td> <td>議会棟理事者控え室</td> </tr> <tr> <td>プレスルーム</td> <td>特に設置なし</td> <td>特に設置なし</td> </tr> <tr> <td>自衛隊等連絡班室</td> <td>その都度決定</td> <td>その都度決定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 緊急事態連絡室体制</td> <td>業務実施場所</td> <td>本庁 8 階会議室</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>プレスルーム</td> <td>本庁記者クラブ</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊等連絡班室</td> <td>その都度決定</td> <td>その都度決定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ 市国民保護対策本部体制</td> <td>対策本部</td> <td>本庁 8 階会議室</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>プレスルーム</td> <td>本庁記者クラブ</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊等連絡班室</td> <td>その都度決定</td> <td>その都度決定</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所	① 担当課体制	業務実施場所	危機管理課	議会棟理事者控え室	プレスルーム	特に設置なし	特に設置なし	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定	② 緊急事態連絡室体制	業務実施場所	本庁 8 階会議室	消防本部	プレスルーム	本庁記者クラブ	消防本部	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定	③ 市国民保護対策本部体制	対策本部	本庁 8 階会議室	消防本部	プレスルーム	本庁記者クラブ	消防本部	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定	<p>表 2-5 各配備体制の設置場所等</p> <table border="1" data-bbox="1822 930 2671 1707"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>設置区分</th> <th>設置場所</th> <th>代替設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 担当課体制</td> <td>業務実施場所</td> <td>危機管理課</td> <td>原子力対策課</td> </tr> <tr> <td>プレスルーム</td> <td>特に設置なし</td> <td>特に設置なし</td> </tr> <tr> <td>自衛隊等連絡班室</td> <td>その都度決定</td> <td>その都度決定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 緊急事態連絡室体制</td> <td>業務実施場所</td> <td>本庁舎第 8 会議室</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>プレスルーム</td> <td>本庁舎記者クラブ</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊等連絡班室</td> <td>その都度決定</td> <td>その都度決定</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ 市国民保護対策本部体制</td> <td>対策本部</td> <td>本庁舎第 8 会議室</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>プレスルーム</td> <td>本庁舎記者クラブ</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊等連絡班室</td> <td>その都度決定</td> <td>その都度決定</td> </tr> </tbody> </table>	配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所	① 担当課体制	業務実施場所	危機管理課	原子力対策課	プレスルーム	特に設置なし	特に設置なし	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定	② 緊急事態連絡室体制	業務実施場所	本庁舎第 8 会議室	消防本部	プレスルーム	本庁舎記者クラブ	消防本部	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定	③ 市国民保護対策本部体制	対策本部	本庁舎第 8 会議室	消防本部	プレスルーム	本庁舎記者クラブ	消防本部	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定
配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所																																																																				
① 担当課体制	業務実施場所	危機管理課	議会棟理事者控え室																																																																				
	プレスルーム	特に設置なし	特に設置なし																																																																				
	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定																																																																				
② 緊急事態連絡室体制	業務実施場所	本庁 8 階会議室	消防本部																																																																				
	プレスルーム	本庁記者クラブ	消防本部																																																																				
	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定																																																																				
③ 市国民保護対策本部体制	対策本部	本庁 8 階会議室	消防本部																																																																				
	プレスルーム	本庁記者クラブ	消防本部																																																																				
	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定																																																																				
配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所																																																																				
① 担当課体制	業務実施場所	危機管理課	原子力対策課																																																																				
	プレスルーム	特に設置なし	特に設置なし																																																																				
	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定																																																																				
② 緊急事態連絡室体制	業務実施場所	本庁舎第 8 会議室	消防本部																																																																				
	プレスルーム	本庁舎記者クラブ	消防本部																																																																				
	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定																																																																				
③ 市国民保護対策本部体制	対策本部	本庁舎第 8 会議室	消防本部																																																																				
	プレスルーム	本庁舎記者クラブ	消防本部																																																																				
	自衛隊等連絡班室	その都度決定	その都度決定																																																																				

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案																				
2-1 P24	平成 26 年 10 月の災害対策基本法改正によるもの	<p>表 2 - 6 住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧</p> <table border="1" data-bbox="854 457 1724 1276"> <thead> <tr> <th colspan="2">国民保護法において規定される手続項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="854 510 1092 1035">損失補償 (第 159 条 第 1 項)</td> <td data-bbox="1092 510 1724 1035">                     特定物資の収用に関する事                      (第 81 条第 2 項)                      特定物資の保管命令に関する事                      (第 81 条第 3 項)                      土地等の使用に関する事。(第 82 条)                      応急公用負担に関する事。                      (第 113 条第 2 項)                      車両等の破損措置に関する事。                      (第 155 条第 2 項において準用する災害                      対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段____                      )                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="854 1035 1092 1182">損害補償 (第 160 条)</td> <td data-bbox="1092 1035 1724 1182">国民への協力要請によるもの。 (第 70 条第 1、3 項、第 80 条第 1 項、 第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関する事。(第 6、175 条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関する事。(第 6、175 条)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法において規定される手続項目		損失補償 (第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事 (第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事 (第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関する事。(第 82 条) 応急公用負担に関する事。 (第 113 条第 2 項) 車両等の破損措置に関する事。 (第 155 条第 2 項において準用する災害 対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段____ )	損害補償 (第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (第 70 条第 1、3 項、第 80 条第 1 項、 第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)	不服申立てに関する事。(第 6、175 条)		訴訟に関する事。(第 6、175 条)		<p>表 2 - 6 住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧</p> <table border="1" data-bbox="1825 457 2694 1276"> <thead> <tr> <th colspan="2">国民保護法において規定される手続項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1825 510 2062 1035">損失補償 (第 159 条 第 1 項)</td> <td data-bbox="2062 510 2694 1035">                     特定物資の収用に関する事。                      (第 81 条第 2 項)                      特定物資の保管命令に関する事。                      (第 81 条第 3 項)                      土地等の使用に関する事。(第 82 条)                      応急公用負担に関する事。                      (第 113 条第 2 項)                      車両等の破損措置に関する事。                      (第 155 条第 2 項において準用する災害                      対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段、<b>第                      76 条の 6 第 3 項後段及び同条第 4 項</b>)                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1825 1035 2062 1182">損害補償 (第 160 条)</td> <td data-bbox="2062 1035 2694 1182">国民への協力要請によるもの。 (第 70 条第 1、3 項、第 80 条第 1 項、 第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">不服申立てに関する事。(第 6、175 条)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">訴訟に関する事。(第 6、175 条)</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法において規定される手続項目		損失補償 (第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事。 (第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関する事。(第 82 条) 応急公用負担に関する事。 (第 113 条第 2 項) 車両等の破損措置に関する事。 (第 155 条第 2 項において準用する災害 対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段、 <b>第                      76 条の 6 第 3 項後段及び同条第 4 項</b> )	損害補償 (第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (第 70 条第 1、3 項、第 80 条第 1 項、 第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)	不服申立てに関する事。(第 6、175 条)		訴訟に関する事。(第 6、175 条)	
国民保護法において規定される手続項目																							
損失補償 (第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事 (第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事 (第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関する事。(第 82 条) 応急公用負担に関する事。 (第 113 条第 2 項) 車両等の破損措置に関する事。 (第 155 条第 2 項において準用する災害 対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段____ )																						
損害補償 (第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (第 70 条第 1、3 項、第 80 条第 1 項、 第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)																						
不服申立てに関する事。(第 6、175 条)																							
訴訟に関する事。(第 6、175 条)																							
国民保護法において規定される手続項目																							
損失補償 (第 159 条 第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事。 (第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関する事。(第 82 条) 応急公用負担に関する事。 (第 113 条第 2 項) 車両等の破損措置に関する事。 (第 155 条第 2 項において準用する災害 対策基本法第 76 条の 3 第 2 項後段、 <b>第                      76 条の 6 第 3 項後段及び同条第 4 項</b> )																						
損害補償 (第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (第 70 条第 1、3 項、第 80 条第 1 項、 第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)																						
不服申立てに関する事。(第 6、175 条)																							
訴訟に関する事。(第 6、175 条)																							
2-1 P25	県計画及び地域防災計画(原子力災害対策編)との整合を図るもの	<p>2 国機関との連携</p> <p>(2) 関係指定地方行政機関等との連携</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。</p>	<p>2 国機関との連携</p> <p><b>(2) 原子力規制委員会との連携</b></p> <p><b>市は、武力攻撃原子力災害発生時において、市の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、原子力規制委員会、福島第一、第二原子力規制事務所等との連携を図る。</b></p> <p><b>(3) 関係指定地方行政機関等との連携</b></p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。</p>																				

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
2-1 P26	平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正を踏まえて修正した地域防災計画の内容と整合を図るもの	<p><b>4 近接市町村等との連携</b></p> <p>(1) 近接市町村との連携</p> <p>(2) 消防機関との連携</p>	<p><b>4 近接市町村等との連携</b></p> <p>(1) 近接市町村との連携</p> <p><b>(2) 応援協定締結市町村等との連携</b></p> <p><u>市は、県の区域を越える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害及び武力攻撃原子力災害への対処などの武力攻撃事態等においても的確かつ迅速に対応できるよう、防災のために締結している相互応援協定等に基づき、広域にわたる避難の実施体制、物資、資材等の供給など救援の実施時における相互体制について、中核市、友好都市等との連携強化に努める。</u></p> <p><b>(3) 消防機関との連携</b></p>
2-1 P27	団体名の修正（以下のページにおいて同じ）	<p><b>5 指定地方公共機関等との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>社団法人</u>いわき市医師会</li> <li>・ <u>財団法人</u>日本中毒情報センター</li> </ul>	<p><b>5 指定地方公共機関等との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>一般社団法人</u>いわき市医師会</li> <li>・ <u>公益財団法人</u>日本中毒情報センター</li> </ul>
2-1 P27	自主防災組織に対する防災士取得の支援等を追加するもの	<p><b>6 ボランティア団体等に対する支援</b></p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、<u>国民保護措置</u>についての訓練への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。</p>	<p><b>6 自主防災組織等に対する支援</b></p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市は、<u>国民保護措置訓練</u>への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。</p> <p><u>ウ 市は、自主防災組織の構成員に対して防災士の資格取得を積極的に支援するなど、地域の防災リーダーの育成を通じて同組織の活動強化を図られるよう努める。</u></p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
<p>2-1 P28</p> <p>2-1 P29</p> <p>2-1 P30</p>	<p>非常時の通信手段として、防災行政無線（移動系）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、緊急速報メールなどを追加するもの</p> <p>避難所に新たに整備した特設公衆電話等について記載するもの</p> <p>情報担当区員に代わり、行政嘱託員との連携を図るほか、職員も情報収集に努めることとするもの</p> <p>防災関係機関を追加するもの</p>	<p><b>第3 通信の確保</b></p> <p><b>2 非常通信体制の確保に当たっての留意点等</b></p> <p>(1) 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、<u>同報系その他の防災行政無線のデジタル化等による通信体制の整備や全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備すると共に、ラジオによる情報提供、インターネット（ポータルサイト）によるモバイルの活用、NTT 衛星通信等の利用や、情報伝達ルートが多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、電気通信事業者と協力し、災害時において、一般回線等が使用できなくなった場合等を想定した情報通信手段（避難所における<u>電話通信機器の設置等</u>）の確保について連携を図る。</p> <p>(4) 市は、中山間地域（一部の地域に限る）など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地区に対し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、<u>情報担当区員が、当該地区における情報収集を行うこととする。</u></p> <p>表2-9 警報の内容の通知があった場合等に伝達する公私の団体</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いわき市消防団、行政区、いわき市民生・児童委員協議会、日本赤十字社福島県支部いわき市地区、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所等</p> </div>	<p><b>第3 通信の確保</b></p> <p><b>2 非常通信体制の確保に当たっての留意点等</b></p> <p>(1) 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、<u>防災行政無線（同報系、移動系）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）などのほか、緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、FMいわきへの緊急割り込み放送、衛星携帯電話、さらには市ホームページやSNSなどを活用して情報伝達ルートの多重化を進めるとともに、停電等に備え非常用電源を確保するなどの対策に努める。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、電気通信事業者と協力し、災害時において、一般回線等が使用できなくなった場合等を想定した情報通信手段（避難所における<u>特設公衆電話の設置や公衆無線LAN網の整備</u>）の確保に努める。</p> <p>(4) 市は、中山間地域（一部の地域に限る）など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地区に対し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、<u>行政区・民生委員・自主防災組織の代表等との連携を図る。また、職員自らも情報収集を行うこととする。</u></p> <p>表2-9 警報の内容の通知があった場合等に伝達する公私の団体</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>いわき市消防団、行政区、いわき市民生・児童委員協議会、日本赤十字社福島県支部いわき市地区、<u>市医師会、市病院協議会、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、FMいわき、県トラック協会いわき支部</u>、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所等</p> </div>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案												
<p>2-1 P30</p> <p>2-2 P37</p> <p>2-2 P37</p>	<p>団体名の修正（以下のページにおいて同じ）</p> <p>災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者制度が創設されたことによるもの</p> <p>災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者制度が創設されたことによるもの</p>	<p>・財団法人いわき市国際交流協会</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>表2-13 避難実施時に必要となる基礎的資料（一部略）</p> <table border="1" data-bbox="854 741 1715 1182"> <thead> <tr> <th>基礎資料名</th> <th>収集すべき資料の内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武力攻撃災害時要援護者等</td> <td>高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成するリスト (災害時要援護者の避難支援プラン) 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設</td> </tr> <tr> <td>備蓄物資・調達可能物資</td> <td>備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要援護者への配慮</p> <p>ア 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成する避難支援プランと併せて検討する。</p> <p>イ 市は、避難誘導時等において、武力攻撃災害時要援護者に対し迅速に対応できるよう職員の配置に留意する。</p>	基礎資料名	収集すべき資料の内容等	武力攻撃災害時要援護者等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成するリスト (災害時要援護者の避難支援プラン) 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設	備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等	<p>・公益財団法人いわき市国際交流協会</p> <p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>表2-13 避難実施時に必要となる基礎的資料（一部略）</p> <table border="1" data-bbox="1825 741 2686 1224"> <thead> <tr> <th>基礎資料名</th> <th>収集すべき資料の内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武力攻撃災害時避難行動要支援者名簿</td> <td>市地域防災計画に定める避難行動要支援者の氏名、住所、避難支援者等 避難行動要支援者に係る個別避難計画 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設</td> </tr> <tr> <td>備蓄物資・調達可能物資</td> <td>備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 安定ヨウ素剤の配備状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 高齢者、障がい者等への配慮</p> <p>ア 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等、何らかの支援が必要な者の避難について、災害時への対応と併せて検討する。</p> <p>イ 市は、避難誘導時等において、武力攻撃災害時避難行動要支援者に対し迅速に対応できるよう職員の配置に留意する。</p>	基礎資料名	収集すべき資料の内容等	武力攻撃災害時避難行動要支援者名簿	市地域防災計画に定める避難行動要支援者の氏名、住所、避難支援者等 避難行動要支援者に係る個別避難計画 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設	備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 安定ヨウ素剤の配備状況
基礎資料名	収集すべき資料の内容等														
武力攻撃災害時要援護者等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成するリスト (災害時要援護者の避難支援プラン) 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設														
備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等														
基礎資料名	収集すべき資料の内容等														
武力攻撃災害時避難行動要支援者名簿	市地域防災計画に定める避難行動要支援者の氏名、住所、避難支援者等 避難行動要支援者に係る個別避難計画 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設														
備蓄物資・調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 安定ヨウ素剤の配備状況														

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案												
2-2 P38	地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき作成した原子力災害広域避難計画を反映させるもの	<p><b>2 避難実施要領のパターン作成</b></p> <p>市は、消防庁が作成するマニュアル等を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など市の執行機関、消防機関、県、県警察、福島海上保安部、自衛隊、民生委員等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>	<p><b>2 避難実施要領のパターン作成</b></p> <p>市は、消防庁が作成するマニュアルや市原子力災害広域避難計画等を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など市の執行機関、消防機関、県、県警察、福島海上保安部、自衛隊、民生委員等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>												
2-2 P39	福祉避難所の役割を見直すもの	<p>表 2-14 市と県との救援の実施に関する事務の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救援に関する措置の内容</th> <th>市（市長）</th> <th>県（知事）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容施設の供与</td> <td>①避難所（福祉避難所、長期避難住宅を除く。）の設置</td> <td>①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与</td> </tr> </tbody> </table>	救援に関する措置の内容	市（市長）	県（知事）	収容施設の供与	①避難所（福祉避難所、長期避難住宅を除く。）の設置	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与	<p>表 2-14 市と県との救援の実施に関する事務の役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救援に関する措置の内容</th> <th>市（市長）</th> <th>県（知事）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容施設の供与</td> <td>①避難所（福祉避難所、長期避難住宅を除く。）の設置</td> <td>①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与</td> </tr> </tbody> </table>	救援に関する措置の内容	市（市長）	県（知事）	収容施設の供与	①避難所（福祉避難所、長期避難住宅を除く。）の設置	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与
救援に関する措置の内容	市（市長）	県（知事）													
収容施設の供与	①避難所（福祉避難所、長期避難住宅を除く。）の設置	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与													
救援に関する措置の内容	市（市長）	県（知事）													
収容施設の供与	①避難所（福祉避難所、長期避難住宅を除く。）の設置	①避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市町村が設置した避難所の運営支援 ②応急仮設住宅（借上げ含む）の供与													
2-2 P40	時点修正によるもの	<p><b>5 避難施設の指定等への協力</b></p> <p><b>(2) 避難施設の運用等</b></p> <p>市は、「避難所開設・運営マニュアル」（平成 17 年 3 月）に基づき、避難施設を運用するとともに、市職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。</p>	<p><b>5 避難施設の指定等への協力</b></p> <p><b>(2) 避難施設の運用等</b></p> <p>市は、「避難所開設・運営マニュアル」（平成 26 年 6 月改訂）に基づき、避難施設を運用するとともに、市職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。</p>												

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画				修 正 案					
2-2 P42	県所管部署が変更となつたもの	<b>7 生活関連等施設の把握等</b> <b>表 2-16 生活関連等施設の種類及び所管省庁</b>				<b>7 生活関連等施設の把握等</b> <b>表 2-16 生活関連等施設の種類及び所管省庁</b>					
		国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)	国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)
		第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全総室（原子力発電所：地域づくり班、その他：企業班）	第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理総室（原子力発電所：地域づくり班、その他：企業班）
			2 号	ガス工作物	経済産業省	県民安全総室（環境保全班）		2 号	ガス工作物	経済産業省	危機管理総室（環境保全班）
			3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生総室（健康衛生班）		3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生総室（健康衛生班）
			4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	生活環境総室（生活環境班）		4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	生活環境総室（生活環境班）
			5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	県民安全総室（企業班）		5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	危機管理総室（企業班）
			6 号	放送用無線設備	総務省	知事公室（知事公室班）		6 号	放送用無線設備	総務省	知事公室（知事公室班）
			7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾総室（河川港湾班）		7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾総室（河川港湾班）
			8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	河川港湾総室（河川港湾班）		8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	河川港湾総室（河川港湾班）
			9 号	ダム	国土交通省	農村整備総室、河川港湾総室（農村整備班、河川港湾班）		9 号	ダム	国土交通省	農村整備総室、河川港湾総室（農村整備班、河川港湾班）
		第 28 条	1 号	危険物	総務省 (消防庁)	県民安全総室（環境保全班）	第 28 条	1 号	危険物	総務省 (消防庁)	危機管理総室（環境保全班）
			2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法昭和 25 年法律第 303 号）	厚生労働省	健康衛生総室（健康衛生班）		2 号	毒劇物（毒物及び劇物取締法昭和 25 年法律第 303 号）	厚生労働省	健康衛生総室（健康衛生班）
			3 号	火薬類	経済産業省	県民安全総室（環境保全班）		3 号	火薬類	経済産業省	危機管理総室（環境保全班）
			4 号	高圧ガス	経済産業省	県民安全総室（環境保全班）		4 号	高圧ガス	経済産業省	危機管理総室（環境保全班）
			5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	県民安全総室（地域づくり班）		5 号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制 庁	危機管理総室（地域づくり班）
			6 号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民安全総室（地域づくり班）		6 号	核原料物質	原子力規制 庁	危機管理総室（地域づくり班）
			7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	文部科学省	県民安全総室（地域づくり班）		7 号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制 庁	危機管理総室（地域づくり班）
			8 号	毒薬及び劇薬（薬事法昭和 35 年法律第 145 号）	厚生労働省 農林水産省	健康衛生総室、生産流通総室（健康衛生班、生産流通班）		8 号	毒薬及び劇薬（薬事法昭和 35 年法律第 145 号）	厚生労働省 農林水産省	健康衛生総室、生産流通総室（健康衛生班、生産流通班）
			9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	県民安全総室（環境保全班）		9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理総室（環境保全班）
			10 号	生物剤、毒素	各省庁	県民安全総室、健康衛生総室、生産流通総室他（環境保全班、健康衛生班、生産流通班）		10 号	生物剤、毒素	各省庁	危機管理総室、健康衛生総室、生産流通総室他（環境保全班、健康衛生班、生産流通班）
			11 号	毒性物質	経済産業省	県民安全総室他（環境保全班）		11 号	毒性物質	経済産業省	危機管理総室他（環境保全班）



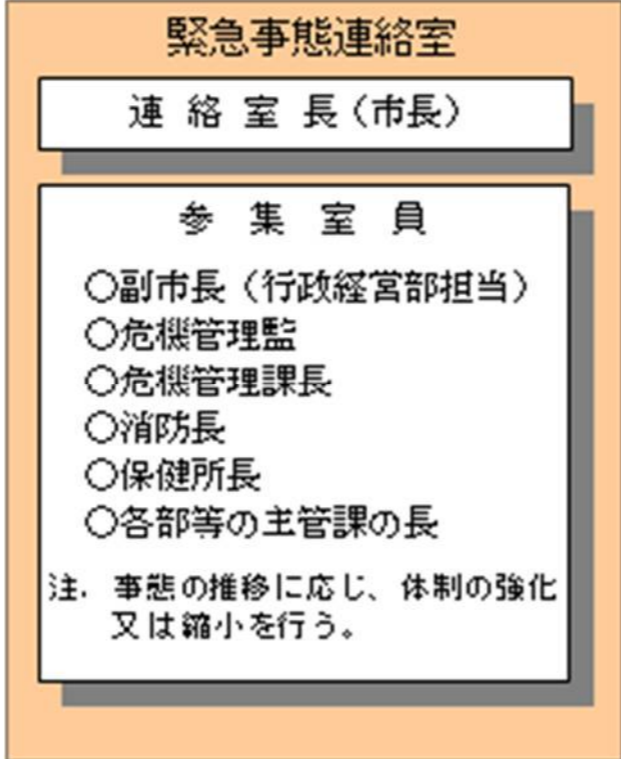
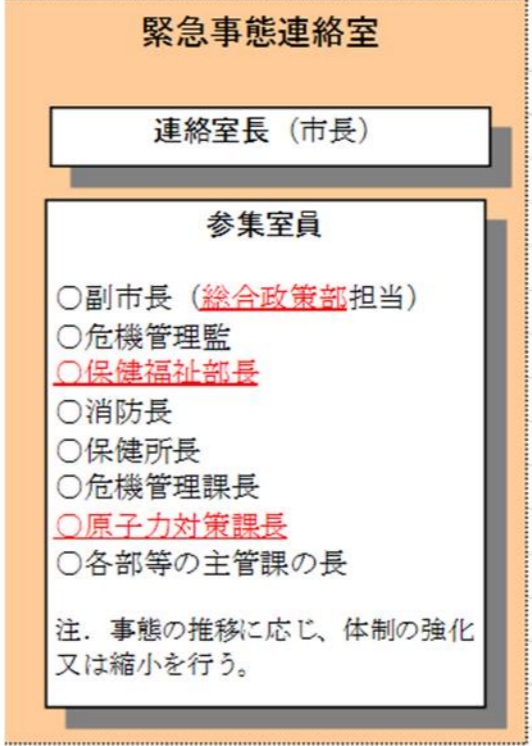
いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案																																																																																																																																																																							
2-3 P43	地域防災計画の修正内容 と整合を図るもの	<p><b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b></p> <p><b>1 市における備蓄</b></p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、<u>従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、</u>原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</p>	<p><b>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</b></p> <p><b>1 市における備蓄</b></p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、<u>地域防災計画に基づき</u>備えた物資や資材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</p>																																																																																																																																																																							
2-3 P43	東日本大震災を踏まえ、新たに配備した資機材等について位置づけるもの	<p>表2-17 市備蓄NBC災害対策資機材及び安定ヨウ素剤備蓄一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">備蓄場所</th> <th rowspan="2">化学防護服</th> <th rowspan="2">放射線測定装置 (サーベイメータ)</th> <th colspan="2">安定ヨウ素剤</th> </tr> <tr> <th>丸薬数量 (丸)</th> <th>調製キット 数量 (組)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>保健所</td><td>2</td><td>4</td><td>74,000</td><td>12</td></tr> <tr><td>消防本部</td><td>7</td><td>3</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>小名浜支所</td><td>—</td><td>—</td><td>58,000</td><td>10</td></tr> <tr><td>勿来支所</td><td>—</td><td>—</td><td>38,000</td><td>7</td></tr> <tr><td>常磐支所</td><td>—</td><td>—</td><td>26,000</td><td>5</td></tr> <tr><td>内郷支所</td><td>—</td><td>—</td><td>21,000</td><td>4</td></tr> <tr><td>四倉支所</td><td>—</td><td>—</td><td>11,000</td><td>2</td></tr> <tr><td>遠野支所</td><td>—</td><td>—</td><td>5,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>小川支所</td><td>—</td><td>—</td><td>6,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>好間支所</td><td>—</td><td>—</td><td>10,000</td><td>2</td></tr> <tr><td>三和支所</td><td>—</td><td>—</td><td>3,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>田人支所</td><td>—</td><td>—</td><td>2,000</td><td>1</td></tr> <tr><td>川前支所</td><td>—</td><td>—</td><td>1,000</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	備蓄場所	化学防護服	放射線測定装置 (サーベイメータ)	安定ヨウ素剤		丸薬数量 (丸)	調製キット 数量 (組)	保健所	2	4	74,000	12	消防本部	7	3	—	—	小名浜支所	—	—	58,000	10	勿来支所	—	—	38,000	7	常磐支所	—	—	26,000	5	内郷支所	—	—	21,000	4	四倉支所	—	—	11,000	2	遠野支所	—	—	5,000	1	小川支所	—	—	6,000	1	好間支所	—	—	10,000	2	三和支所	—	—	3,000	1	田人支所	—	—	2,000	1	川前支所	—	—	1,000	1	<p>表2-17 市備蓄NBC災害対策資機材及び安定ヨウ素剤備蓄一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">備蓄場所</th> <th rowspan="2">化学防護服</th> <th colspan="2">放射線測定装置</th> <th colspan="2">安定ヨウ素剤</th> <th rowspan="2">防護服セット</th> </tr> <tr> <th>(サーベイメータ)</th> <th>個人線量計</th> <th>丸薬数量 (丸)</th> <th>粉末 (粉末ビン/25g)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>保健所</td><td>2</td><td>—</td><td>45</td><td>177,000</td><td>10</td><td>135</td></tr> <tr><td>消防本部</td><td>7</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>小名浜支所</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>147,000</td><td>10</td><td>—</td></tr> <tr><td>勿来支所</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>95,000</td><td>5</td><td>—</td></tr> <tr><td>常磐支所</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>66,000</td><td>4</td><td>—</td></tr> <tr><td>内郷支所</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>50,000</td><td>3</td><td>—</td></tr> <tr><td>四倉支所</td><td>—</td><td>1</td><td>55</td><td>28,000</td><td>2</td><td>93</td></tr> <tr><td>遠野支所</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>12,000</td><td>1</td><td>—</td></tr> <tr><td>小川支所</td><td>—</td><td>1</td><td>25</td><td>14,000</td><td>1</td><td>75</td></tr> <tr><td>好間支所</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>25,000</td><td>2</td><td>—</td></tr> <tr><td>三和支所</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>7,000</td><td>1</td><td>—</td></tr> <tr><td>田人支所</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>4,000</td><td>1</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	備蓄場所	化学防護服	放射線測定装置		安定ヨウ素剤		防護服セット	(サーベイメータ)	個人線量計	丸薬数量 (丸)	粉末 (粉末ビン/25g)	保健所	2	—	45	177,000	10	135	消防本部	7	—	—	—	—	—	小名浜支所	—	—	—	147,000	10	—	勿来支所	—	—	—	95,000	5	—	常磐支所	—	—	—	66,000	4	—	内郷支所	—	—	—	50,000	3	—	四倉支所	—	1	55	28,000	2	93	遠野支所	—	—	—	12,000	1	—	小川支所	—	1	25	14,000	1	75	好間支所	—	—	—	25,000	2	—	三和支所	—	—	—	7,000	1	—	田人支所	—	—	—	4,000	1	—
備蓄場所	化学防護服	放射線測定装置 (サーベイメータ)				安定ヨウ素剤																																																																																																																																																																				
			丸薬数量 (丸)	調製キット 数量 (組)																																																																																																																																																																						
保健所	2	4	74,000	12																																																																																																																																																																						
消防本部	7	3	—	—																																																																																																																																																																						
小名浜支所	—	—	58,000	10																																																																																																																																																																						
勿来支所	—	—	38,000	7																																																																																																																																																																						
常磐支所	—	—	26,000	5																																																																																																																																																																						
内郷支所	—	—	21,000	4																																																																																																																																																																						
四倉支所	—	—	11,000	2																																																																																																																																																																						
遠野支所	—	—	5,000	1																																																																																																																																																																						
小川支所	—	—	6,000	1																																																																																																																																																																						
好間支所	—	—	10,000	2																																																																																																																																																																						
三和支所	—	—	3,000	1																																																																																																																																																																						
田人支所	—	—	2,000	1																																																																																																																																																																						
川前支所	—	—	1,000	1																																																																																																																																																																						
備蓄場所	化学防護服	放射線測定装置		安定ヨウ素剤		防護服セット																																																																																																																																																																				
		(サーベイメータ)	個人線量計	丸薬数量 (丸)	粉末 (粉末ビン/25g)																																																																																																																																																																					
保健所	2	—	45	177,000	10	135																																																																																																																																																																				
消防本部	7	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																				
小名浜支所	—	—	—	147,000	10	—																																																																																																																																																																				
勿来支所	—	—	—	95,000	5	—																																																																																																																																																																				
常磐支所	—	—	—	66,000	4	—																																																																																																																																																																				
内郷支所	—	—	—	50,000	3	—																																																																																																																																																																				
四倉支所	—	1	55	28,000	2	93																																																																																																																																																																				
遠野支所	—	—	—	12,000	1	—																																																																																																																																																																				
小川支所	—	1	25	14,000	1	75																																																																																																																																																																				
好間支所	—	—	—	25,000	2	—																																																																																																																																																																				
三和支所	—	—	—	7,000	1	—																																																																																																																																																																				
田人支所	—	—	—	4,000	1	—																																																																																																																																																																				

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画					修 正 案						
2-4 P44	地域防災計画の修正内容 と整合を図るもの	久之浜・大久支所	—	二	5,000	1	川前支所	—	<u>1</u>	<u>10</u>	<u>3,000</u>	<u>1</u>	<u>30</u>
		合計	9	<u>7</u>	<u>260,000</u>	<u>48</u>	久之浜・大久支所	—	<u>1</u>	<u>21</u>	<u>10,000</u>	<u>1</u>	<u>63</u>
		注 平成18年4月現在					<u>各家庭</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>二</u>	<u>241,617</u>	<u>二</u>	<u>二</u>
							合計	9	<u>4</u>	<u>156</u>	<u>879,617</u>	<u>42</u>	<u>396</u>
		第4章 国民保護に関する啓発					注 <u>平成27年3月現在。なお、安定ヨウ素剤については、福島第一原発事故を踏まえ、40歳未満の市民全員及び40歳以上の希望者に対し、事前配布をしている。</u>						
		1 国民保護措置に関する啓発					第4章 国民保護に関する啓発						
		(1) 啓発の方法					1 国民保護措置に関する啓発						
		市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、 <u>広報誌</u> 、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。					(1) 啓発の方法						
							市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、 <u>広報紙</u> 、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語、 <u>やさしい日本語</u> を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。						

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-1 P49	市地域防災計画の修正と整合を図り、市体制を充実させるもの	<p>第3編 武力攻撃事態への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>図3-1 市緊急事態連絡室の構成</p> 	<p>第3編 武力攻撃事態への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置</p> <p>図3-1 市緊急事態連絡室の構成</p> 

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案																																																																																												
3-1 P49 ～ P50	県及び市の組織再編等に 伴うもの	<p>表3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報伝達先関係機関</th> <th>情報伝達担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国機関</td> <td>消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県機関</td> <td>県民安全総室、いわき地方振興局</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>保健福祉部（健康衛生総室）</td> <td>保健所</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>その他関係総室、事務所</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">近隣市町村</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防本部、消防団（消防本部経由）</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関係指定公共機関 指定地方公共機関 ※市の区域内に 所在又は関係する 機関等に限る。</td> <td>市医師会等、日本赤十字社福島県支部、最寄りの災害医療センター、その他医療機関</td> <td>保健所、保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>運送事業者（機関）</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者（生活関連等施設を含む。）</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>道路管理事業者</td> <td>土木課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活関連等施設の 管理者</td> <td>水道事業者</td> <td>水道局</td> </tr> <tr> <td>ダム管理者</td> <td>河川課</td> </tr> <tr> <td>危険物質等の取扱者</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多数の者が利用 する施設（県と 伝達先を分担）</td> <td>学校等教育機関</td> <td>教育委員会各課、行政経営課</td> </tr> <tr> <td>医療機関（災害医療センターを含む。）</td> <td>保健所</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設、介護施設</td> <td>保健福祉課、各地区保健福祉センター</td> </tr> </tbody> </table>	情報伝達先関係機関		情報伝達担当課	国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所	危機管理課	県機関	県民安全総室、いわき地方振興局	危機管理課	保健福祉部（健康衛生総室）	保健所	県警察	危機管理課	その他関係総室、事務所	危機管理課	近隣市町村		危機管理課	消防本部、消防団（消防本部経由）		危機管理課	関係指定公共機関 指定地方公共機関 ※市の区域内に 所在又は関係する 機関等に限る。	市医師会等、日本赤十字社福島県支部、最寄りの災害医療センター、その他医療機関	保健所、保健福祉課	運送事業者（機関）	危機管理課	ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	危機管理課	電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	危機管理課	道路管理事業者	土木課	生活関連等施設の 管理者	水道事業者	水道局	ダム管理者	河川課	危険物質等の取扱者	消防本部	多数の者が利用 する施設（県と 伝達先を分担）	学校等教育機関	教育委員会各課、行政経営課	医療機関（災害医療センターを含む。）	保健所	社会福祉施設、介護施設	保健福祉課、各地区保健福祉センター	<p>表3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報伝達先関係機関</th> <th>情報伝達担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国機関</td> <td>消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">県機関</td> <td><b>危機管理総室</b>、いわき地方振興局</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td><b>保健福祉部</b></td> <td>保健所</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>その他<b>関係部局等</b></td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">近隣市町村</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td colspan="2">消防本部、消防団（消防本部経由）</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">関係指定公共機関 指定地方公共機関 ※市の区域内に 所在又は関係する 機関等に限る。</td> <td>市医師会等、日本赤十字社福島県支部、最寄りの災害医療センター、その他医療機関</td> <td>保健所、保健福祉課</td> </tr> <tr> <td>運送事業者（機関）</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>ガス事業者（生活関連等施設を含む。）</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>道路管理事業者</td> <td>土木課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活関連等施設の 管理者</td> <td>水道事業者</td> <td>水道局</td> </tr> <tr> <td>ダム管理者</td> <td>河川課</td> </tr> <tr> <td>危険物質等の取扱者</td> <td>消防本部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">多数の者が利用 する施設（県と 伝達先を分担）</td> <td>学校等教育機関</td> <td>教育委員会各課、<b>政策企画課、子ども支援課</b></td> </tr> <tr> <td>医療機関（災害医療センターを含む。）</td> <td>保健所</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設、介護施設</td> <td>保健福祉課、<b>子ども支援課</b>、各地区保健福祉センター</td> </tr> </tbody> </table>	情報伝達先関係機関		情報伝達担当課	国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所	危機管理課	県機関	<b>危機管理総室</b> 、いわき地方振興局	危機管理課	<b>保健福祉部</b>	保健所	県警察	危機管理課	その他 <b>関係部局等</b>	危機管理課	近隣市町村		危機管理課	消防本部、消防団（消防本部経由）		危機管理課	関係指定公共機関 指定地方公共機関 ※市の区域内に 所在又は関係する 機関等に限る。	市医師会等、日本赤十字社福島県支部、最寄りの災害医療センター、その他医療機関	保健所、保健福祉課	運送事業者（機関）	危機管理課	ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	危機管理課	電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	危機管理課	道路管理事業者	土木課	生活関連等施設の 管理者	水道事業者	水道局	ダム管理者	河川課	危険物質等の取扱者	消防本部	多数の者が利用 する施設（県と 伝達先を分担）	学校等教育機関	教育委員会各課、 <b>政策企画課、子ども支援課</b>	医療機関（災害医療センターを含む。）	保健所	社会福祉施設、介護施設	保健福祉課、 <b>子ども支援課</b> 、各地区保健福祉センター
情報伝達先関係機関		情報伝達担当課																																																																																													
国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所	危機管理課																																																																																													
県機関	県民安全総室、いわき地方振興局	危機管理課																																																																																													
	保健福祉部（健康衛生総室）	保健所																																																																																													
	県警察	危機管理課																																																																																													
	その他関係総室、事務所	危機管理課																																																																																													
近隣市町村		危機管理課																																																																																													
消防本部、消防団（消防本部経由）		危機管理課																																																																																													
関係指定公共機関 指定地方公共機関 ※市の区域内に 所在又は関係する 機関等に限る。	市医師会等、日本赤十字社福島県支部、最寄りの災害医療センター、その他医療機関	保健所、保健福祉課																																																																																													
	運送事業者（機関）	危機管理課																																																																																													
	ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	危機管理課																																																																																													
	電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	危機管理課																																																																																													
	道路管理事業者	土木課																																																																																													
生活関連等施設の 管理者	水道事業者	水道局																																																																																													
	ダム管理者	河川課																																																																																													
	危険物質等の取扱者	消防本部																																																																																													
多数の者が利用 する施設（県と 伝達先を分担）	学校等教育機関	教育委員会各課、行政経営課																																																																																													
	医療機関（災害医療センターを含む。）	保健所																																																																																													
	社会福祉施設、介護施設	保健福祉課、各地区保健福祉センター																																																																																													
情報伝達先関係機関		情報伝達担当課																																																																																													
国機関	消防庁、福島海上保安部、自衛隊、磐城国道事務所	危機管理課																																																																																													
県機関	<b>危機管理総室</b> 、いわき地方振興局	危機管理課																																																																																													
	<b>保健福祉部</b>	保健所																																																																																													
	県警察	危機管理課																																																																																													
	その他 <b>関係部局等</b>	危機管理課																																																																																													
近隣市町村		危機管理課																																																																																													
消防本部、消防団（消防本部経由）		危機管理課																																																																																													
関係指定公共機関 指定地方公共機関 ※市の区域内に 所在又は関係する 機関等に限る。	市医師会等、日本赤十字社福島県支部、最寄りの災害医療センター、その他医療機関	保健所、保健福祉課																																																																																													
	運送事業者（機関）	危機管理課																																																																																													
	ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	危機管理課																																																																																													
	電気・通信事業者等（生活関連等施設の管理者を含む。）	危機管理課																																																																																													
	道路管理事業者	土木課																																																																																													
生活関連等施設の 管理者	水道事業者	水道局																																																																																													
	ダム管理者	河川課																																																																																													
	危険物質等の取扱者	消防本部																																																																																													
多数の者が利用 する施設（県と 伝達先を分担）	学校等教育機関	教育委員会各課、 <b>政策企画課、子ども支援課</b>																																																																																													
	医療機関（災害医療センターを含む。）	保健所																																																																																													
	社会福祉施設、介護施設	保健福祉課、 <b>子ども支援課</b> 、各地区保健福祉センター																																																																																													

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画		修 正 案		
3-1 P52	地域防災計画の修正内容 と整合を図るもの		その他集客施設等 (大規模事業所・大規模集客施設) 商工労政課、観光物産課		その他集客施設等 (大規模事業所・大規模集客施設)	<u>産業振興部各課</u> <u>観光交流室各課</u>
		その他	放送事業者等 行政区、民生委員、自主防災組織の代表等 市社会福祉協議会 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所等	広報広聴課 市民協働課、広報広聴課、保健福祉課、危機管理課 保健福祉課 農業振興課、水産振興室 林務課、商工労政課行政経営課	その他	放送事業者等 行政区、民生委員、自主防災組織の代表等 市社会福祉協議会、 <u>市地域包括支援センター</u> 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所等
		表3-2 職員配備体制 (一部略)		表3-2 職員配備体制 (一部略)		
		担当課体制 ※各部各支所の連絡を密にし、緊急事態連絡室体制に円滑に移行できる体制とする。	配 備 時 期 ①国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合 ②国による事態認定前に、武力攻撃やテロ等が発生又は発生するおそれがある旨の情報を入手した場合 ③災害発生の原因が特定できていない場合	参集基準 市災害対策本部(準備体制)に準ずる。		
				担当課体制 ※各部各支所の連絡を密にし、緊急事態連絡室体制に円滑に移行できる体制とする。	配 備 時 期 ①国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合 ②国による事態認定前に、武力攻撃やテロ等が発生又は発生するおそれがある旨の情報を入手した場合 ③災害発生の原因が特定できていない場合	参集基準 市災害対策本部(警戒体制)に準ずる。
				※ 「市災害対策本部」とは、武力攻撃等の事象に応じて市地域防災計画の「地震・津波災害対策編」「原子力災害対策編」または「事故対策編」に定める災害対策本部のうち、最も適切と判断される体制によるものとする。		

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-2 P53	地域防災計画の修正内容 と整合を図るもの	<p><b>第2章 市対策本部の設置等</b></p> <p><b>1 市対策本部の設置</b></p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>エ 市対策本部の開設</p> <p>③ 市対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより関係機関に対し、速やかに市対策本部を設置したことを通知する。</p>	<p><b>第2章 市対策本部の設置等</b></p> <p><b>1 市対策本部の設置</b></p> <p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>エ 市対策本部の開設</p> <p>③ 市対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより関係機関に対し、速やかに市対策本部を設置したことを通知する<b>とともに、情報共有を図るため、地域防災計画に定める「市防災会議連絡員室」に準じて市対策本部への参集を要請する。</b></p>
3-2 P54	市災害対策本部組織の見直しを行ったことから、当該内容と整合を図るもの	<p>(3) <b>市対策本部の組織構成等</b></p> <p>イ <u>市対策本部事務局</u>の組織編制等</p> <p>① 市対策本部長を補佐する組織として、<u>市対策本部事務局</u>（以下「事務局」という。）を置く。</p> <p>② <u>事務局</u>の組織編制及び所掌業務は表3-3のとおりとする。</p> <p>ウ 措置実施部の組織編制等</p> <p>① 市対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各部を置く。</p> <p>② 各部の組織編制及び所掌業務は表3-4のとおりとする。</p> <p>③ 各部は、<u>事務局</u>から、支援要員の派遣の指示又は求めがあった場合は、必要に応じ、各班から支援要員の派遣の調整を行う。</p>	<p>(3) <b>市対策本部の組織構成等</b></p> <p>イ <b>災対統括部</b>の組織編制等</p> <p>① 市対策本部長を補佐する組織として、<b>災対統括部</b>を置く。</p> <p>② <b>災対統括部</b>の組織編制及び所掌業務は、表3-3のとおりとする。</p> <p>ウ 措置実施部の組織編制等</p> <p>① 市対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各部を置く。</p> <p>② 各部の組織編制及び所掌業務は表3-<b>3</b>のとおりとする。</p> <p>③ 各部は、<b>災対統括部</b>から、支援要員の派遣の指示又は求めがあった場合は、必要に応じ、各班から支援要員の派遣の調整を行う。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-2 P55	市災害対策本部組織の見直しを行ったことから、当該内容と整合を図るもの	<p>図3-3 市対策本部の組織構成</p> <p>市対策本部 市対策本部長 市長</p> <p>市対策副本部長 副市長(行政経営部担当) 副市長 教育長 水道事業管理者 病院事業管理者</p> <p>市対策本部員 1 行政経営部長 2 総務部長 3 財政部長 4 市民協働部長 5 生活環境部長 6 保健福祉部長 7 農林水産部長 8 商工観光部長 9 土木部長 10 都市建設部長 11 教育部長 12 消防長 13 水道局長 14 病院事務局長 15 保健所長</p> <p>《市対策本部事務局》 事務局長(危機管理監) 事務局次長(行政経営部次長) 対策総括班 情報管理班 救援班 復旧・支援班 住民避難誘導班</p> <p>《措置実施部》 必要に応じ支援委員の派遣 行政経営総務部 市民協働生活環境病院部 保健福祉部 農林水産部 土木都市建設部 消防部 水道部 教育部 地区本部・方部 活動部</p> <p>意思決定の補佐 決定内容の指示等 必要に応じ支援委員の派遣</p> <p>※市対策本部長が必要と認める場合、国の職員その他市職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。</p>	<p>図3-3 市対策本部の組織構成</p> <p>市対策本部 市対策本部長 市長</p> <p>市対策副本部長 副市長 教育長 水道事業管理者 病院事業管理者 消防団長 代表監査委員</p> <p>市対策本部員 1 危機管理監 2 総合政策部長 3 総務部長 4 財政部長 5 特定政策推進監 6 市民協働部長 7 生活環境部長 8 保健福祉部長 9 こどもみらい部長 10 農林水産部長 11 産業振興部長 12 土木部長 13 都市建設部長 14 教育部長 15 消防長 16 水道局長 17 病院事務局長 18 保健所長</p> <p>《災害統括部》 部 長(危機管理監) 副 部 長(危機管理課長) 部 員 危機管理課 原子力対策課 除染対策課</p> <p>《措置実施部》 必要に応じ支援委員の派遣 統括部 総合政策部 総務部 財政部 文化スポーツ室 観光交流室 市民協働部 生活環境部 保健福祉部 こどもみらい部 農林水産部 産業振興部 土木部 都市建設部 各種委員会等事務局 教育委員会事務局 消防本部 水道部 地区本部</p> <p>意思決定の補佐 決定内容の指示等 必要に応じ支援委員の派遣</p> <p>現地対応部署 市現地対策本部 現地調整所</p> <p>○副本部長の中から本部長が指名する者 ○危機管理課員または原子力対策課員の中から危機管理監が指名する者</p> <p>※市対策本部長が必要と認める場合、国の職員その他市職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
<p>3-2 P55 ～ 128</p> <p>3-2 P129</p>	<p>市災害対策本部組織及び事務分掌の見直しを行ったことから、当該内容と整合を図るもの</p> <p>地域防災計画の修正及び市災害対策本部組織・事務分掌の見直し内容を反映させるもの</p>	<p>表3-3 対策本部・地区本部の組織編制及び所掌業務 (略)</p> <p>(4) 市対策本部における広報等</p> <p>ア 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、<u>市対策本部事務局に当該事態に係る情報を一元的に取り扱う情報管理班を設置するとともに、措置実施部の行政経営総務部に総合通信班を設置し、情報収集の管理体制及び広報広聴体制を整備する。</u></p> <p>イ 住民等への情報伝達については、市防災行政無線及び広報車等の利用、<u>コミュニティ放送局に対する放送協力の依頼、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページのほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。</u></p> <p>ウ 住民等への情報提供に当たっては、次に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>表3-3 <u>市</u>対策本部・地区本部の組織編制及び所掌業務 (略)</p> <p>(※市対策本部・地区本部の組織編制及び所掌業務は、修正案のとおり)</p> <p>(4) 市対策本部における広報等</p> <p>ア 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐ<u>とともに</u>、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、<u>市対策本部に当該事態に係る情報を一元的に取り扱う総合政策部広報班を設置し、情報収集の管理体制及び広報・広聴体制を確保する。</u></p> <p>イ 住民等への情報伝達については、市防災行政無線及び広報車等の利用、<u>FMいわきへの緊急割込み放送、記者会見、携帯電話の緊急速報メール(エリアメール)や防災メール、問い合わせ窓口の開設、ホームページやSNSなど様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。</u></p> <p>ウ 住民等への情報提供に当たっては、次に留意する。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>視覚・聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、放送事業者等の協力のもと、災害情報共有システム(Lアラート)を活用したテレビのデータ放送、音声とテロップの組み合わせ、手話通訳者の配置など多様な伝達手段を確保する。</u></p> <p>⑤ <u>外国人にも情報が伝達されるよう、多言語サイトの構築等を行うほか、わかりやすい日本語による情報提供に努める。</u></p>



いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-2 P131	東日本大震災後に整備した情報伝達手段について位置づけるもの	<p><b>4 通信の確保</b></p> <p>(1) <b>情報通信手段の確保</b></p> <p>市は、携帯電話、<u>地域防災無線、衛星携帯電話等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</u></p>	<p><b>4 通信の確保</b></p> <p>(1) <b>情報通信手段の確保</b></p> <p>市は、携帯電話、<u>衛星携帯電話及び移動系防災行政無線等の移動系通信回線及び緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用並びに臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</u></p>
3-3 P132	県計画と整合を図り、武力攻撃事態等合同対策協議会との連携について定めるもの	<p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <p><b>1 国対策本部及び県対策本部等との連携</b> (追加)</p>	<p><b>第3章 関係機関相互の連携</b></p> <p><b>1 国対策本部及び県対策本部等との連携</b></p> <p><b>(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携</b></p> <p><u>市は、国または県の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策副本部長の中から市対策本部長が指名する者を派遣し、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。</u></p>
3-3 P133	法令を記載したもの	<p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>(3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動____及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）〕により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。</p>	<p><b>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</b></p> <p>(3) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動<u>（自衛隊法第76条）</u>及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）〕により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-3 P135	<p>救援物資の輸送等について協定を締結した県トラック協会いわき支部を明記するもの</p>	<p><b>8 民間からの救援物資の受入れ</b>                      (2) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。                      また、県から、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立及び運営についての協力依頼があった場合、可能な限り対応する。</p>	<p><b>8 民間からの救援物資の受入れ</b>                      (2) 市は、国、県及び公益社団法人福島県トラック協会いわき支部等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。                      また、県から、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立及び運営についての協力依頼があった場合、可能な限り対応する。</p>
3-4 P137	<p>東日本大震災後に整備した情報伝達手段について位置づけるもの</p>	<p><b>第4章 警報及び避難の指示等</b>  <b>第1 警報の伝達</b>  <b>2 警報の内容の伝達の方法</b>                      (1) 警報の内容の伝達については、原則として以下の要領により行う。                      ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合                      原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。                       イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合                      ① 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。</p>	<p><b>第4章 警報及び避難の指示等</b>  <b>第1 警報の伝達</b>  <b>2 警報の内容の伝達の方法</b>                      (1) 警報の内容の伝達については、原則として以下の要領により行う。                      ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合                      原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。  <u>また、緊急速報メール（エリアメール）、防災メール、SNS、FMいわきへの緊急割込み放送など多様な手法により周知を行う。</u>                      イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合                      ① 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載、<u>防災メール等</u>により周知を図る。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-4 P138	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者制度が創設されたことによるもの	<p>(2) 市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>武力攻撃災害時要援護者</u>等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行う。</p>	<p>(2) 市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。</p> <p>イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や<u>武力攻撃災害時避難行動要支援者</u>等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行う。</p>
3-4 P138	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者制度が創設されたことによるもの	<p>(3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、防災・福祉部局との連携の上、災害時への対応として作成する<u>避難支援プラン</u>を活用することなどにより、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時への対応として<u>作成している個別計画</u>を活用することなどにより、<u>武力攻撃災害時避難行動要支援者</u>に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。</p>
3-4 P139	市組織の再編によるもの (以下、図3-6、3-7も同じ)	<p>図3-5 市長から関係機関への警報(緊急通報)の(解除の)通知及び伝達(一部略)</p> <div data-bbox="982 1331 1436 1461" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                 執行機関、教育委員会 支所・出張所等             </div>	<p>図3-5 市長から関係機関への警報(緊急通報)の(解除の)通知及び伝達</p> <div data-bbox="1857 1331 2312 1461" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                 執行機関、教育委員会 <u>支所等</u> </div>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案																
3-4 P143	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者制度が創設されたことによるもの	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>4 避難実施要領の策定等</p> <p>(2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項</p> <p>カ 武力攻撃災害時要援護者の避難方法</p> <p>① 武力攻撃災害時要援護者及び避難方法の把握</p> <p>② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等</p> <p>③ 市対策本部における武力攻撃災害時要援護者への対応</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>4 避難実施要領の策定等</p> <p>(2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項</p> <p>カ <b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>の避難方法</p> <p>① <b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>及び避難方法の把握</p> <p>② 県との福祉避難所等の開設等についての調整等</p> <p>③ 市対策本部における<b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>への対応</p>																
3-4 P146	40歳未満の全市民（及び40歳以上の希望者）に安定ヨウ素剤を事前に配布しているため	<p>表3-6 避難実施要領に定める事項</p> <table border="1" data-bbox="878 978 1706 1451"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難実施要領に定める事項</th> <th colspan="2">具体的項目（主なもの）</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他、避難の実施に関し必要な事項</td> <td>避難住民の携行品、服装</td> <td>避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）		項目	備 考	その他、避難の実施に関し必要な事項	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。	<p>表3-5 避難実施要領に定める事項</p> <table border="1" data-bbox="1843 978 2671 1451"> <thead> <tr> <th rowspan="2">避難実施要領に定める事項</th> <th colspan="2">具体的項目（主なもの）</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他、避難の実施に関し必要な事項</td> <td>避難住民の携行品、服装</td> <td>避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ、<b>安定ヨウ素剤</b>等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。</td> </tr> </tbody> </table>	避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）		項目	備 考	その他、避難の実施に関し必要な事項	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ、 <b>安定ヨウ素剤</b> 等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。
避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）																		
	項目	備 考																	
その他、避難の実施に関し必要な事項	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。																	
避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）																		
	項目	備 考																	
その他、避難の実施に関し必要な事項	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。なお、NBC兵器による武力攻撃災害や武力攻撃原子力災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ、 <b>安定ヨウ素剤</b> 等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。																	

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-4 P147	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者制度が創設されたことによるもの	<p><b>5 避難住民の誘導</b></p> <p>(2) <b>消防機関の活動</b></p> <p>ア 消防本部の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として、当該活動に支障のない範囲で、市長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>武力攻撃災害時要援護者</u>の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行う。</p> <p>イ 消防団の活動 消防団は、市長の指揮により、消防本部、消防署__と連携しつつ、自主防災組織、行政区等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、<u>武力攻撃災害時要援護者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、消防本部、消防署__と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。</p>	<p><b>5 避難住民の誘導</b></p> <p>(2) <b>消防機関の活動</b></p> <p>ア 消防本部の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、原則として、当該活動に支障のない範囲で、市長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な<u>武力攻撃災害時避難行動要支援者</u>の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行う。</p> <p>イ 消防団の活動 消防団は、市長の指揮により、消防本部、消防署<u>所</u>と連携しつつ、自主防災組織、行政区等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、<u>武力攻撃災害時避難行動要支援者</u>に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。 また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、消防本部、消防署<u>所</u>と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。</p>
3-4 P148	自主防災組織の要請者を明確にしたもの	<p>(4) <b>自主防災組織等に対する協力の要請</b></p> <p>市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や行政区長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する</p>	<p>(4) <b>自主防災組織等に対する協力の要請</b></p> <p>市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織<u>の代表者</u>や行政区長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-4 P148	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者制度が創設されたことによるもの	<p>(6) <b>高齢者等への配慮</b></p> <p>ア 市長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため作成する武力攻撃災害時要援護者避難支援プランに基づき、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、高齢者等への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p>	<p>(6) <b>高齢者等への配慮</b></p> <p>ア 市長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため作成する武力攻撃災害時要援護者避難支援プランに基づき、市社会福祉協議会、市地域包括支援センター、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、高齢者等への連絡、運送手段の確保を的確に行う。</p>
3-4 P148	大規模集客施設への情報提供を追加するもの	(新規)	<p>(7) <b>大規模集客施設等への情報提供</b></p> <p>市は、県との役割分担に基づき、学校や病院、大規模集客施設等の利用者が円滑に避難できるよう、迅速な避難指示等の伝達に努める。</p>
		<p>(7) <b>残留者等への対応</b></p> <p>(8) <b>避難所等における安全確保等</b></p> <p>(9) <b>動物の保護等に関する配慮</b></p>	<p>(8) <b>残留者等への対応</b></p> <p>(9) <b>避難所等における安全確保等</b></p> <p>(10) <b>動物の保護等に関する配慮</b></p>
3-4 P149	地域防災計画の修正内容と整合を図るもの	<p>(10) <b>通行禁止措置の周知</b></p> <p>道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、ホームページへの掲載等により、直ちに、住民等に周知徹底するよう努める。</p>	<p>(11) <b>通行禁止措置の周知</b></p> <p>道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、防災メールやホームページ、SNSへの掲載等により、直ちに、住民等に周知徹底するよう努める。</p>
3-4 P149	平成26年11月の国民保護法改正（災害対策基本法改正の準用）により、放置車両等の移動について規定するもの	(新規)	<p>(12) <b>道路の通行規制等</b></p> <p>ア 道路管理者は、武力攻撃災害が発生した場合において、放置車両や立ち往生車両等により応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、管理する道路について区間を指定するとともに、運転者等に対し指定区間の外へ車両を移動するよう命じるもの</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
		<p>(11) 県に対する要請等 (12) 避難住民の運送の求め等</p>	<p>とする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。  <u>イ 道路管理者は、上記アにより区間を指定した場合は、直ちに当該指定区間内にある者に対し、その旨を周知するものとする。</u>  <u>ウ 道路管理者である国、県または市は、上記アにより自ら車両の移動等を行った場合は、やむを得ない限度において生じた損失を補償するものとする。</u>  <u>エ 道路管理者は、上記アの措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。</u></p> <p>(13) 県に対する要請等 (14) 避難住民の運送の求め等</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案								
3-5 P152	災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者制度が創設されたことによるもの	<p><b>第5章 救援</b> 表3-7 市長が行う救援の実施に関する事務（一部略）</p> <table border="1" data-bbox="878 548 1712 793"> <thead> <tr> <th data-bbox="878 548 1219 638">市長が行う救援に関する措置の内容</th> <th data-bbox="1219 548 1712 638">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="878 638 1219 793">収容施設の供与</td> <td data-bbox="1219 638 1712 793">避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置（避難所における武力攻撃災害時要援護者への対応）</td> </tr> </tbody> </table>	市長が行う救援に関する措置の内容	備 考	収容施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置（避難所における武力攻撃災害時要援護者への対応）	<p><b>第5章 救援</b> 表3-6 市長が行う救援の実施に関する事務（一部略）</p> <table border="1" data-bbox="1846 548 2680 793"> <thead> <tr> <th data-bbox="1846 548 2187 638">市長が行う救援に関する措置の内容</th> <th data-bbox="2187 548 2680 638">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1846 638 2187 793">収容施設の供与</td> <td data-bbox="2187 638 2680 793">避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置（避難所における<b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b>への対応）</td> </tr> </tbody> </table>	市長が行う救援に関する措置の内容	備 考	収容施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置（避難所における <b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b> への対応）
市長が行う救援に関する措置の内容	備 考										
収容施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置（避難所における武力攻撃災害時要援護者への対応）										
市長が行う救援に関する措置の内容	備 考										
収容施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置（避難所における <b>武力攻撃災害時避難行動要支援者</b> への対応）										
3-5 P154	災害救助法が厚生労働省から内閣府へ移管されたことによるもの	<p><b>3 救援の内容</b> <b>(1) 救援の基準等</b> ア 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県計画に基づき救援の措置を行う。 イ 市長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3項に基づき厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p><b>3 救援の内容</b> <b>(1) 救援の基準等</b> ア 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県計画に基づき救援の措置を行う。 イ 市長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3項に基づき<b>内閣総理大臣</b>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>								
3-5 P154	他の市町村への応援等を定めたもの	(新規)	<p><b>4 他の市町村等への応援等</b> <b>(1) 他の市町村に対して行う応援等</b> ア 市は、国民保護法第17条の規定に基づき他の市町村から応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。</p>								



いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-6 P156	住民基本台帳ネットワークの活用を記載したもの	<p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(2) 安否情報の回答</p> <p>② 様式第4号による照会が行えない場合（電話、電子メール、ファックス等による照会）</p> <p>電話、メール等により照会を受け付けた場合には、申請者の住所地の市区町村に該当人物が所在するか否か電話で問い合わせを行うこと等、市長が適当と認める方法により、本人確認を行うとともに、安否情報の回答は電話等により行うこととし、適宜記録を残すこととする。</p>	<p><u>イ 市は、アにより他市町村から避難者を受け入れた場合は、国民保護法第143条の規定に基づき、災害用として備蓄する物資又は資材を必要に応じ供給する。</u></p> <p><u>ウ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。</u></p> <p><b>(2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等</b></p> <p><u>市は、国民保護法第21条の規定に基づき指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保について応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。</u></p> <p>第6章 安否情報の収集・提供</p> <p>3 安否情報の照会に対する回答</p> <p>(2) 安否情報の回答</p> <p>② 様式第4号による照会が行えない場合（電話、電子メール、ファックス等による照会）</p> <p>電話、メール等により照会を受け付けた場合には、<u>住民基本台帳ネットワークを活用して</u>、申請者の住所地の市区町村に該当人物が所在するか否か電話で問い合わせを行うこと等、市長が適当と認める方法により、本人確認を行うとともに、安否情報の回答は電話等により行うこととし、適宜記録を残すこととする。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-7 P160	東日本大震災後に整備した情報伝達手段について位置づけるもの	<p><b>第7章 武力攻撃災害への対処</b></p> <p><b>第2 応急措置等</b></p> <p><b>1 退避の指示</b></p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、<u>広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。</u></p> <p>また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</p>	<p><b>第7章 武力攻撃災害への対処</b></p> <p><b>第2 応急措置等</b></p> <p><b>1 退避の指示</b></p> <p>(2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、<u>支所や消防の広報車両、FMいわきへの緊急割込み放送、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、ホームページやSNSなど様々な広報手段を活用して速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。</u></p> <p>また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。</p>
3-7 P161	東日本大震災後に整備した情報伝達手段について位置づけるもの	<p><b>2 警戒区域の設定</b></p> <p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>ウ 市長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。</p> <p>① ロープ、標示板等により区域を明示するとともに<u>広報車等による広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。</u></p>	<p><b>2 警戒区域の設定</b></p> <p>(2) 警戒区域の設定に伴う措置等</p> <p>ウ 市長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。</p> <p>① ロープ、標示板等により区域を明示するとともに、<u>市防災行政無線、支所や消防の広報車両、FMいわきへの緊急割込み放送、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や防災メール、ホームページやSNSなどによる広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。</u></p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-7 P162	平成26年11月の国民保護法改正（災害対策基本法改正の準用）により、放置車両等の移動について規定するもの	<p><b>3 応急公用負担等</b></p> <p>(2) <b>応急公用負担</b></p> <p>市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用</p> <p>イ 武力攻撃災害を受けた現場の<u>工作物又は物件</u>で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）</p>	<p><b>3 応急公用負担等</b></p> <p>(2) <b>応急公用負担</b></p> <p>市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。</p> <p>ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用</p> <p>イ 武力攻撃災害を受けた現場の<u>工作物、物件又は車両等</u>で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、<u>移動</u>その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）</p>
3-7 P164	国現地対策本部との連携について記載するもの	<p><b>4 消防に関する措置等</b></p> <p>(8) <b>安全の確保</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 市長は、知事又は消防庁長官から被災市町村への消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p>	<p><b>4 消防に関する措置等</b></p> <p>(8) <b>安全の確保</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ <u>市長は、国または県の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策副本部長の中から市対策本部長が指名する者を派遣して情報共有に努めるとともに、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。</u></p> <p>エ 市長は、知事又は消防庁長官から被災市町村への消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-7 P166	地域防災計画（原子力災害対策編）との整合を図るもの	<p><b>第4 武力攻撃原子力災害等及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処</b></p> <p>市の区域は、<u>原子力発電所が立地する町に隣接していることにかんがみ</u>、武力攻撃原子力災害等への対処については、原則として、本計画の武力攻撃災害への対処に基づき行うほか、<u>次に定める対策を行う</u>。また、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、武力攻撃原子力災害等及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p>	<p><b>第4 武力攻撃原子力災害等及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処</b></p> <p>市の区域は、<u>東京電力福島第一、第二原子力発電所の緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）に含まれていることにかんがみ</u>、武力攻撃原子力災害等への対処については、原則として、本計画の武力攻撃災害への対処に基づき行うほか、<u>市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める対策を準用して</u>行う。また、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、武力攻撃原子力災害等及びNBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。</p>
3-7 P166	地域防災計画（原子力災害対策編）との整合を図るもの	<p><b>(1) 平素における体制等の整備</b></p> <p>ア 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、知事からの法第105条第1項等の通報についての通知等により、隣接町等に立地する原子力発電所において、武力攻撃に伴う放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）が当該発電所外に放出され、又は放出されるおそれがあると把握した場合若しくは知事から同条第7項に規定される応急対策の実施に係る公示（以下「応急対策の実施に係る公示」という。）についての通知等を受けることなどにより、当該原子力発電所において、武力攻撃原子力災害の発生又は発生のおそれを把握した場合その他市長が必要と認めるときは（以下「武力攻撃原子力災害等」という。）、<u>「市対策本部所掌業務」を基に「いわき市原子力安全対策事務取扱要領」を準用し、速やかに住民</u></p>	<p><b>(1) 平素における体制等の整備</b></p> <p>ア 情報伝達体制の整備</p> <p>市は、知事からの法第105条第1項等の通報についての通知等により、隣接町等に立地する原子力発電所において、武力攻撃に伴う放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）が当該発電所外に放出され、又は放出されるおそれがあると把握した場合若しくは知事から同条第7項に規定される応急対策の実施に係る公示（以下「応急対策の実施に係る公示」という。）についての通知等を受けることなどにより、当該原子力発電所において、武力攻撃原子力災害の発生又は発生のおそれを把握した場合その他市長が必要と認めるときは（以下「武力攻撃原子力災害等」という。）、<u>「市地域防災計画（原子力災害対策編）」及び「市原子力災害広域避難計画」を準用し、速やかに住</u></p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-7 P167	地域防災計画（原子力災害対策編）との整合を図るもの	<p>及び公私の団体、その他関係機関等へ情報伝達を行なうことができるよう、情報伝達体制を整備する。</p> <p>イ 武力攻撃原子力災害等への対処のため必要となる資機材等の整備 市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる放射線測定装置（サーベイメータ）等の資機材については、第2編第3章の1のとおり、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤等の特殊な薬品のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じ備蓄・調達体制の整備等を行うこととされていることから、国及び県の整備の状況を踏まえ、県と連携し、放射線測定資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p> <p>エ 放射線測定実施体制の整備 市は、武力攻撃原子力災害等において、市の区域における放射性物質等の影響を把握するため、県による緊急時環境モニタリング（放射線レベル調査）の実施体制と併せ、市の保有する放射線測定装置（サーベイメータ）等を利用した放射線測定実施体制の整備に努める。</p>	<p>民及び公私の団体、その他関係機関等へ情報伝達を行なうことができるよう、情報伝達体制を整備する。</p> <p>イ 武力攻撃原子力災害等への対処のため必要となる資機材等の整備 市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる放射線測定装置（サーベイメータ）等の資機材については、第2編第3章の1のとおり、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤等の特殊な薬品のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じ備蓄・調達体制の整備等を行うこととされているが、武力攻撃等により輸送路が寸断されることも考慮し、国及び県の整備の状況を踏まえつつ、県と連携し、<u>または市独自に</u>放射線測定資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p> <p>エ 放射線測定実施体制の整備 市は、武力攻撃原子力災害等において、市の区域における放射性物質等の影響を把握するため、県による緊急時環境モニタリング（放射線レベル調査）の実施体制と併せ、<u>市内のモニタリングポストの監視体制の強化を行うほか、</u>市の保有する放射線測定装置（サーベイメータ）等を利用した放射線測定実施体制の整備に努める。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-7 P167 ～ 169	国現地対策本部との連携について記載するもの	<p>(2) 応急措置の実施</p> <p>イ 情報収集及び伝達 (新設)</p> <p>オ 安定ヨウ素剤の配布 市は、武力攻撃原子力災害等において、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時期の指示に基づき、関係機関と協力して住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、市が独自に備蓄する安定ヨウ素剤について、市長の判断に基づき服用すべき時期の指示その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ク 警戒区域の設定等及び健康相談の実施</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、警戒区域を設定した場合、当該区域から退去を命じた者又は応急対策実施区域及び当該区域近辺に滞在・通過した住民等に対し、必要に応じ、</p>	<p>(2) 応急措置の実施</p> <p>イ 情報収集及び伝達</p> <p><u>② 市は、必要に応じて、国現地対策本部長が主導的に運営する武力攻撃原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、情報の共有を図るなど同協議会と必要な連携を図る。</u></p> <p>オ 安定ヨウ素剤の配布 市は、武力攻撃原子力災害等において、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国対策本部長による服用時期の指示に基づき、関係機関と協力して、<u>あらかじめ住民等に配布した安定ヨウ素剤</u>の服用を指示するほか、事態の状況により、<u>市が独自に備蓄する安定ヨウ素剤について</u>、市長の判断に基づき服用すべき時期の指示その他の必要な措置を講ずる。</p> <p><u>ク 緊急被ばく医療体制の強化</u> 市は、武力攻撃原子力災害発生時において、多数の被ばく者が発生する可能性があるときは、<u>県と連携を図りながら緊急被ばく医療体制の強化に努める。</u></p> <p><u>ケ 食料品等による被ばくの防止</u> 市は、<u>国対策本部長や県知事の指示等に基づき、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を行う。</u></p> <p>コ 警戒区域の設定等及び健康相談の実施</p> <p>① (略)</p> <p>② 市は、警戒区域を設定した場合、当該区域から退去を命じた者又は応急対策実施区域及び当該区域近辺に滞在・通過した住民等に対し、必要に</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-7 P169	地域防災計画の修正内容 と整合を図るもの	<p>健康相談等を実施する。</p> <p><b>2 NBC兵器による武力攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処</b></p> <p>(1) 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）</p> <p>ウ 市は、現地対応機関等から収集した、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、消防機関と情報の共有化を図った上で、市医師会、市の区域内に所在する病院、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報提供するとともに、<u>市地域防災計画（第2編 一般災害対策）</u>で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。</p>	<p>応じ、<u>スクリーニング</u>や健康相談等を実施する。</p> <p><b>2 NBC兵器による武力攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処</b></p> <p>(1) 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）</p> <p>ウ 市は、現地対応機関等から収集した、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、消防機関と情報の共有化を図った上で、市医師会、市の区域内に所在する病院、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報提供するとともに、<u>市地域防災計画各編</u>で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。</p>
3-7 P170	地域防災計画（原子力災害対策編）の内容と整合を図るもの	<p><b>(2) 応急措置等の実施</b></p> <p>イ 災害の発生原因がNBC兵器による攻撃と特定できない段階における対応</p> <p>① 市は、現地対応機関及び医療関係機関に対し、関係法令、市地域防災計画（事故対策編）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも当該計画等に基づく、又は、準じた応急措置を行う。</p> <p>また、消防機関は、消防法、消防組織法及び市地域防災計画（事故対策編）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置を行う。</p>	<p><b>(2) 応急措置等の実施</b></p> <p>イ 災害の発生原因がNBC兵器による攻撃と特定できない段階における対応</p> <p>① 市は、現地対応機関及び医療関係機関に対し、関係法令、市地域防災計画（事故対策編、<u>原子力災害対策編</u>）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも当該計画等に基づく、又は、準じた応急措置を行う。</p> <p>また、消防機関は、消防法、消防組織法及び市地域防災計画（事故対策編、<u>原子力災害対策編</u>）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置を行う。</p>

いわき市国民保護計画新旧対照表

編・章	修正の理由	現 行 計 画	修 正 案
3-8 P173	防災事務連絡システムは、いわき地方振興局を經由（内容を確認）して県本庁に報告することとなるため	<p><b>第8章 被災情報の収集及び報告</b></p> <p><b>1 市による被災情報の収集及び報告</b></p> <p>(2) 被災情報の報告</p> <p>ウ 市は、収集した被災情報について、<u>県民安全総室（県民等保護対策本部）からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とするが、併せて県いわき地方振興局（県民等保護いわき地方対策本部等）にも報告する。</u></p>	<p><b>第8章 被災情報の収集及び報告</b></p> <p><b>1 市による被災情報の収集及び報告</b></p> <p>(2) 被災情報の報告</p> <p>ウ 市は、収集した被災情報について、<u>県危機管理総室（県民等保護対策本部）からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により報告することを基本とする。</u></p>
3-9 P174	「市災害廃棄物処理計画」は策定済みのため	<p><b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b></p> <p><b>2 廃棄物の処理</b></p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、<u>市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、災害時の廃棄物処理のために作成する「市災害廃棄物処理計画」に準じて、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。</u></p> <p>イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市等への応援等にかかる要請を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p><b>第9章 保健衛生の確保その他の措置</b></p> <p><b>2 廃棄物の処理</b></p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、「震災廃棄物対策指針」<u>（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）</u>等を参考としつつ、災害時の廃棄物処理<u>等について定めた</u>「市災害廃棄物処理計画」に準じて、<u>関係機関との連絡体制を確認し、</u>迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。</p> <p>イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市等への応援等にかかる要請を行う<u>ほか、必要に応じて、災害対策基本法で定める大規模災害時における環境大臣の代行に準じて同様の措置をとるよう要請を行う。</u></p> <p>ウ 市は、<u>し尿の処理について、いわき市環境事業整備協同組合が所有する車両を使用して収集し、各衛生センター等に搬入するものとし、人員や車両が不足する場合は、県に応援を要請する。</u></p>